安 城 市 庁 舎 整 備 基 本 構 想

（案）

令和8年　　月

安　　城　　市

目 次

第1章 庁舎整備の背景

1. 現庁舎の概要 1
2. 検討の経過 3
3. 基本構想の位置付け 4

第2章 現庁舎の課題

1. 防災拠点としての耐震性能の確保 5
2. 老朽化への対応 6
3. 分散化の解消 7
4. 狭あい化の解消 8
5. 駐車場の適正化 9
6. ユニバーサルデザインへの配慮 10
7. 環境への配慮 10

第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応

1. 将来を見据えた庁舎整備の考え方 13
2. 社会情勢 13
3. 国が推進する取組 15
4. 市民・来庁者・職員のニーズ 16

第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性

1. 目指す都市像 20
2. 基本理念 20
3. 基本方針 21
4. 整備の方向性 22
5. 計画の体系 28

第5章 庁舎の規模

1. 基本的な考え方 29
2. 規模の試算 29
3. 庁舎の規模 31

第6章　庁舎の整備手法

1. 防災拠点として必要な構造形式 33
2. 庁舎の整備手法 35

第7章　庁舎の位置

1. 基本的な考え方 37
2. 候補エリアの選定と評価 37

第8章　事業手法

1. 基本的な考え方 46
2. 事業手法の概要 46
3. 事業手法選定 47

第9章　今後の進め方

1. 検討事項 48
2. 検討体制 49
3. スケジュール 50

第1章 庁舎整備の背景

1. 現庁舎の概要

（１）現庁舎の位置

本市の庁舎は、本庁舎、北庁舎、西庁舎、さくら庁舎及び食堂棟で構成されています。いずれの庁舎も最寄り駅のＪＲ安城駅から徒歩約１５分の場所に位置しています。本庁舎のある街区には市民会館、安城公園、安城神社が立地しています。

さらに、周辺にはアンフォーレや文化センターなどの市の施設や郵便局などの公共的機関が集積しています。

また、街区の東側では南明治土地区画整理事業が施行されており、西側には明治用水緑道が整備されています。

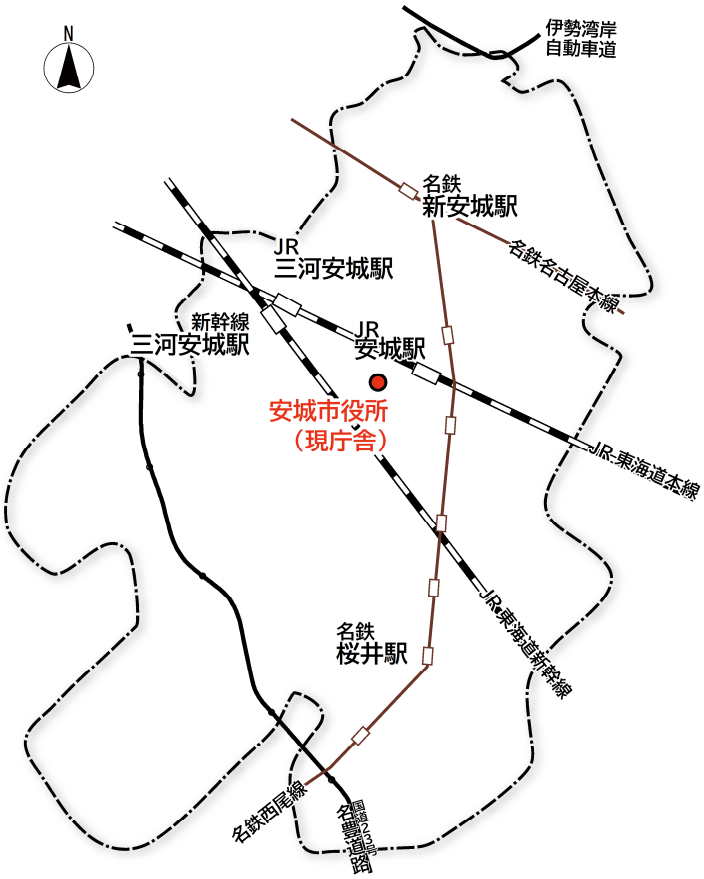

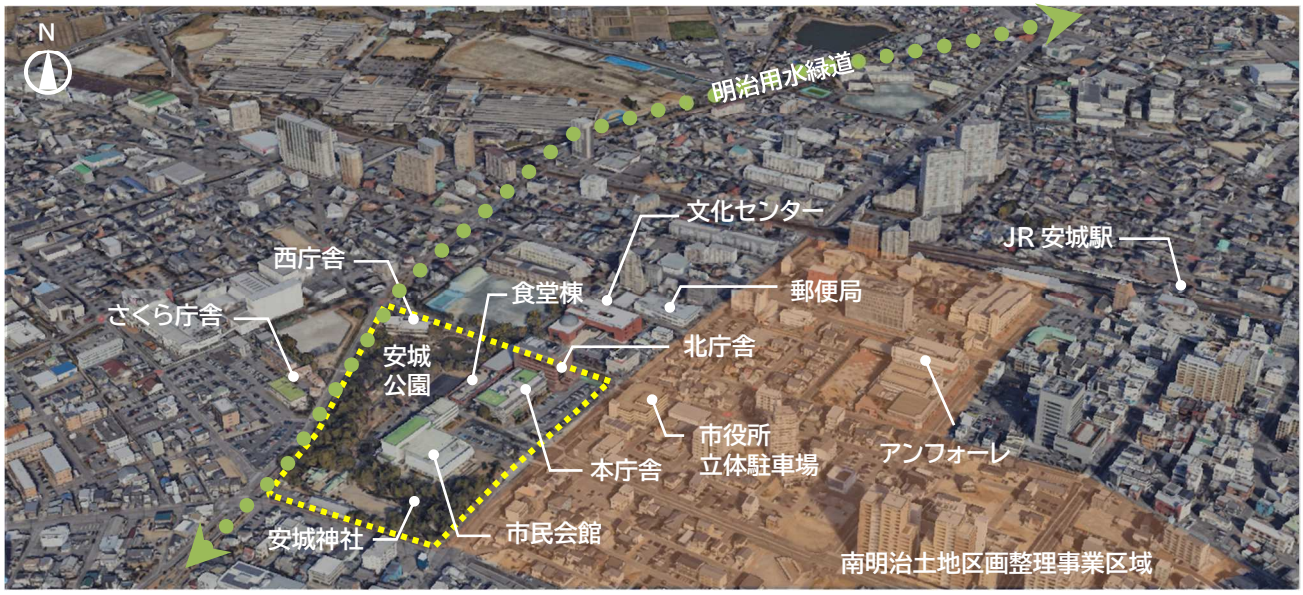

（出典）地図データ©2025

（２）現庁舎の状況

本庁舎、北庁舎及び食堂棟の敷地は、面積が１２，２４４㎡で、東側は県道、北側は市道に、西側は近隣公園である安城公園（敷地面積１９，３７１㎡）に、南側は市民会館（敷地面積１１，１５４㎡）に接しています。西庁舎は安城公園の北に、さくら庁舎は市道を挟んで西側に立地しています。

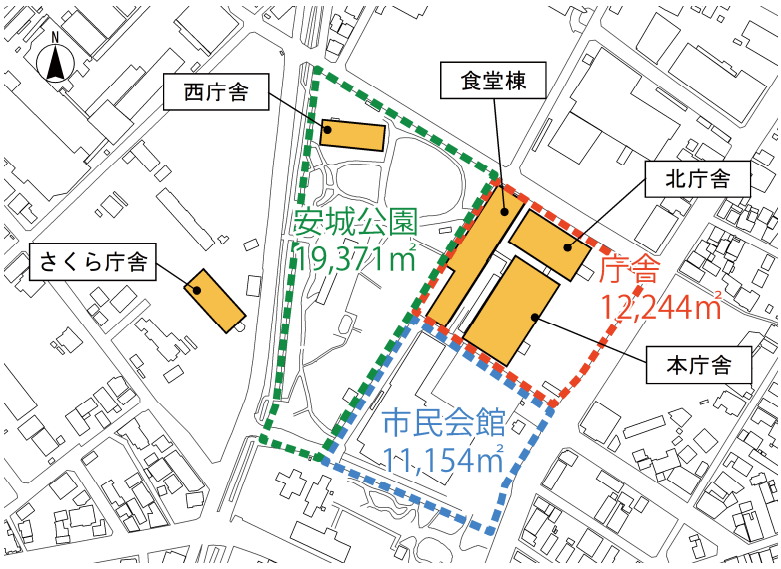

	本庁舎	北庁舎	西庁舎	さくら庁舎	食堂棟(駐車場含む)
外観					
建築年	昭和41年	昭和60年	昭和42年 (昭和48年に増築)	昭和48年 (昭和52年に増築)	昭和58年
築年数	60年	41年	59年	53年	43年
構造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造
階層	地上3階 地下1階	地上7階 地下1階	地上3階	地上2階	地上2階
延床面積	5,203.60 ㎡	8,525.39 ㎡	1,215.79 ㎡	999.97 ㎡	2,587.54 ㎡

※平成9年に図書館を西庁舎に、平成14年に婦人会館を会議棟(現さくら庁舎)に改修

2. 検討の経過

庁舎には、災害時に災害対策本部を設置し、防災拠点*1として迅速に対応することが求められます。しかし、現庁舎は、十分な耐震性能*2を備えておらず、災害時に適切に機能しない懸念があります。また、本庁舎、西庁舎、さくら庁舎は築５０年を超え、老朽化が進んでいます。さらに、本庁舎、北庁舎、西庁舎、さくら庁舎及び食堂棟に機能が分散しており、来庁者の利便性及び職員の業務効率の低下につながっています。加えて、現庁舎では、駐車場の混雑やユニバーサルデザインへの対応の遅れなどのさまざまな問題を抱えています。

こうした状況を踏まえ、庁舎の在り方について早急に検討する必要があると考え、令和５年８月に「安城市庁舎の在り方検討会」（市の内部会議体）を設置しました。この会議体では、現庁舎の課題を抽出して整備の必要性などについて検討を行い、令和６年３月に「安城市庁舎の在り方検討会報告書」を取りまとめました。

この報告書を基礎資料とし、庁舎整備の基本的な考え方を定める基本構想の策定に向け、令和６年５月に「安城市庁舎整備庁内検討委員会」（市の内部会議体）を設置し、庁舎整備に関する事項全般の検討を行うとともに、令和７年２月には、専門的な知見を有する学識経験者や地域団体の代表者、公募市民などで構成される「安城市庁舎整備審議会（以下「審議会」という。）」を発足し、庁舎整備の基本理念や整備手法、規模などについて審議してきました。

また、「安城市庁舎整備に関する市民・来庁者・職員アンケート（以下「アンケート」という。）」、未来の庁舎を考える市民ワークショップ「未来の庁舎研究室」、庁舎の位置に関するワークショップ「庁舎整備ワークショップ」及び若い世代の意見を聴取する「高校生ワークショップ」を実施し、市民の意見の把握に努めながら検討を進め、基本構想を取りまとめました。

時期	主な動き
令和5年8月	「安城市庁舎の在り方検討会」発足
令和6年3月	「安城市庁舎の在り方検討会報告書」発行
令和6年5月	「安城市庁舎整備庁内検討委員会」発足
令和6年7月･8月	「安城市庁舎整備に関する市民･来庁者･職員アンケート」実施（P16）
令和6年11月･12月	市民ワークショップ「未来の庁舎研究室①」開催【計2回】（P11,19）
令和7年2月	「安城市庁舎整備審議会」発足
令和7年5月	「高校生ワークショップ」開催【計4回】（P12）
令和7年7月～10月	市民ワークショップ「未来の庁舎研究室②」開催【計3回】（P24）
令和7年11月～令和8年4月	市民ワークショップ「庁舎整備ワークショップ」開催【計7回】（P43～45）
令和8年7月	パブリックコメントの実施

用語解説
＊1. 防災拠点　　大規模災害発生時における災害応急対策の拠点
＊2. 耐震性能　　建築物が地震の揺れに耐える能力

3. 基本構想の位置付け

基本構想は、在り方検討の結果に基づき、庁舎整備の基本的な考え方を整理することで、今後の基本計画や基本設計の指針となるものです。

庁舎の在り方検討	現庁舎の課題を抽出し、庁舎の在り方を検討する。
▼	
基本構想	現庁舎の課題などを整理し、庁舎整備の骨格となる基本的な考え方（基本理念及び方針）を定める。
▼	
基本計画	庁舎に導入する機能や規模、概算工事費など具体的な計画を作成する。
▼	
基本設計	庁舎の構造や配置、レイアウト、デザインなどを設計書として取りまとめ、明確にする。
▼	
実施設計	細部にわたる設計図を作成する。
▼	
施工	実施設計に従って工事を行う。

第2章 現庁舎の課題

1. 防災拠点としての耐震性能*1の確保

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成２５年制定）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）では、構造体*2の耐震安全性の目標を次のとおり分類しています。

部位	分類	耐震安全性の目標	主な施設の種類
構造体	Ⅰ類	大地震動*3後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	災害対策活動に必要な官庁施設
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物として使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	多数の利用者が利用する官庁施設
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保を図られている。	その他官庁施設

（出典）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」

現庁舎の構造体の耐震安全性は全てⅡ類相当であり、大地震発生時には建物が使用不能となって災害対応に支障をきたすおそれがあります。「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」は国の官庁施設における基準ですが、防災上の拠点施設である市庁舎も、大地震発生後に構造体を補修することなく建物を使用できるよう、「Ⅰ類」相当の耐震安全性を満たすことが望ましいと考えられます。

	耐震改修	耐震安全性
本庁舎	実施済み(平成25年)	Ⅱ類相当
北庁舎	－	Ⅱ類相当
西庁舎	実施済み(平成22年)	Ⅱ類相当
さくら庁舎	－	Ⅱ類相当
食堂棟	－	Ⅱ類相当

耐震安全性Ⅱ類相当を有していたが、地震により庁舎が使用不能となった事例(益城町)

地震により損傷した庁舎

庁舎の損傷により、
屋外に災害対策本部を設置

(出典)益城町「震度7×2からの復興　平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けた取組み」

用語解説

＊1. 耐震性能	P3参照
＊2. 構造体	建物を支える骨組み
＊3. 大地震動	極めて稀に発生する地震動

本庁舎は平成２５年に、西庁舎は平成２２年に耐震改修を実施し、屋内外にブレース*[1]を設置しました。しかし、ブレースの設置により、利用者の快適性やレイアウトの自由度が制限されています。また、後述のとおり、現庁舎は狭あい化が問題となっており、これ以上のブレースなどの補強材の設置は問題をさらに悪化させることになります。

屋内ブレースの設置状況（本庁舎）

2. 老朽化への対応

本庁舎は築６０年、北庁舎は築４１年、西庁舎は築５９年、さくら庁舎は築５３年、食堂棟は築４３年が経過しており、壁・床のひび割れや雨漏りなど、構造体*[2]や建物内部の損傷が随所で確認されます。また、空調機器などの設備の故障が頻発しているほか、さくら庁舎に設置されている湿式トイレは、乾式トイレと比較して菌の繁殖など水回りの衛生状態を良好に保つことが困難な状況にあります。

庁舎としての機能を維持するため、構造体や建物内部の損傷及び設備機器の故障に適切に対応し、健全化を図る必要があります。

外壁に亀裂（本庁舎）

内壁が損傷（北庁舎）

廊下タイルのひび割れ（本庁舎）

天井の雨漏り痕（北庁舎）

外壁のはがれ（西庁舎）

柱の錆（さくら庁舎）

用語解説

＊1. ブレース　　地震などによる建物の倒壊を防ぐために設置する補強材

＊2. 構造体　　P5 参照

3. 分散化の解消

現庁舎は、本庁舎、北庁舎、西庁舎、さくら庁舎及び食堂棟の５棟に分散しているほか、教育センターなどにも部署が置かれています。

このことから、来庁者は目的に応じて複数の庁舎を行き来する必要があり、不便な状況となっています。また、庁舎間の距離が障壁となり、職員の業務効率の低下を招いています。

来庁者の利便性向上と職員の業務効率向上を図るため、部署の集約化を検討する必要があります。

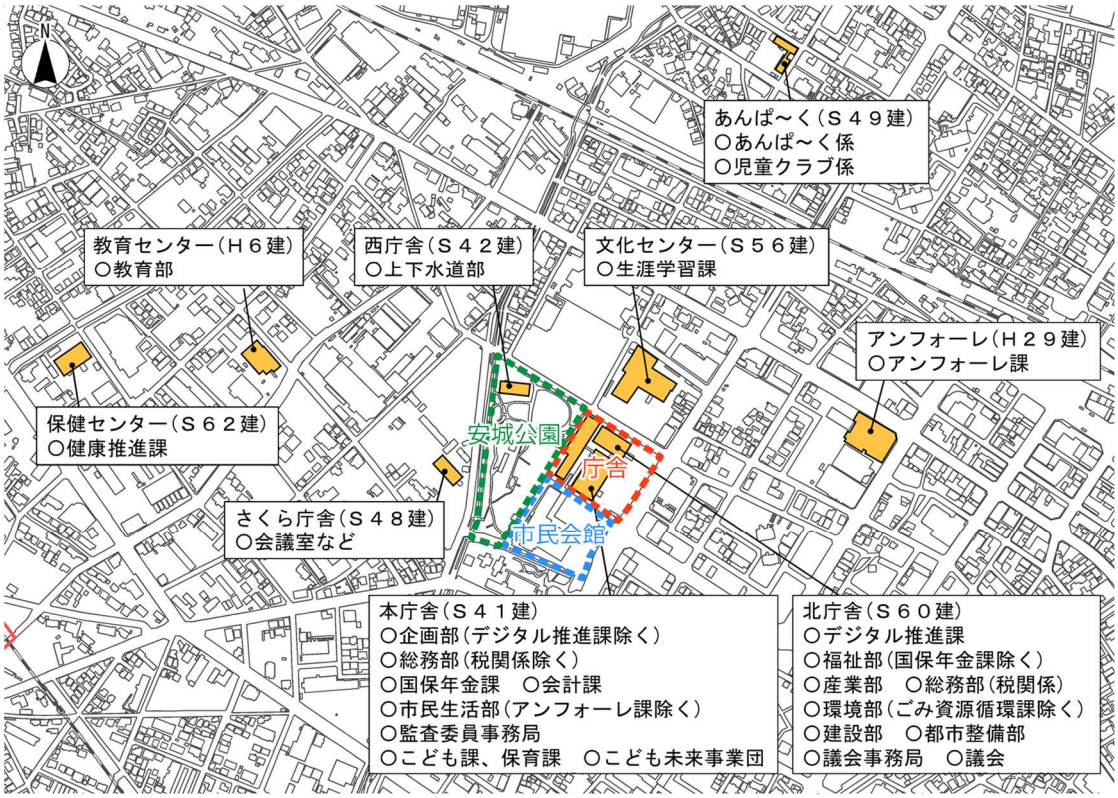

本庁舎からの直線距離						
文化センター	西庁舎	さくら庁舎	アンフォーレ	教育センター	あんぱ～く	保健センター
約140m	約160m	約200m	約360m	約470m	約630m	約720m

本庁舎・北庁舎から離れていて不便に感じたこと（市民アンケート）

全体	様々な施設に部署が分散していて不便。同じ建物で用事を済ませることができれば、非常に便利になる。 / 子どもに関する部署が1か所にまとまっていると便利になると思う。
西庁舎	本庁舎・北庁舎からの移動に時間がかかる。 / 場所が分かりにくい。 / 同時に手続きが必要な窓口が一か所にまとまっておらず、行き来しないといけない。
教育センター	本庁舎と離れていて、手続き等の際の移動が不便。 / 庁舎内にある方が相談等に行きやすい。
保健センター	手続きや申請によって庁舎と保健センターのどちらで行えるか分からない。同じ建物で完結できると良い。 / 車を利用しない人にとって、保健センターの場所は行きづらい。
あんぱ～く	手続きや申請によって庁舎とあんぱ～くのどちらで行えるか分からない。乳児を連れての移動は大変。 / 子どもに関する手続きを1か所にまとめてほしい。

4. 狭あい化の解消

現庁舎内は、待合スペースが十分に確保されておらず、混雑時には立ったまま順番を待つ状況が生じています。加えて、通路が狭く、車椅子やベビーカーを利用する来庁者にとっては通行が困難な状況です。また、パーテーションで区切られた来庁者用の個別ブースや個室の相談室が不足しており、窓口でのプライバシーへの配慮が十分ではありません。

執務環境においては、部署や職員数の増加に伴い執務スペースの狭あい化が進み、動線の悪化や作業効率の低下を招いています。加えて、会議室や休憩室、書庫・倉庫等の共用スペースも不足しており、利用調整や資料保管に支障が生じています。

誰もが快適に利用できる環境とするため、待合スペースや通路、執務スペースなどの必要な空間を十分に確保する必要があります。

狭い待合兼通路（北庁舎）

狭い執務スペース（本庁舎）

本庁舎1階

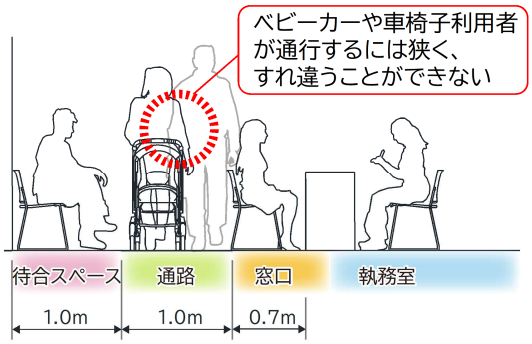

北庁舎1階

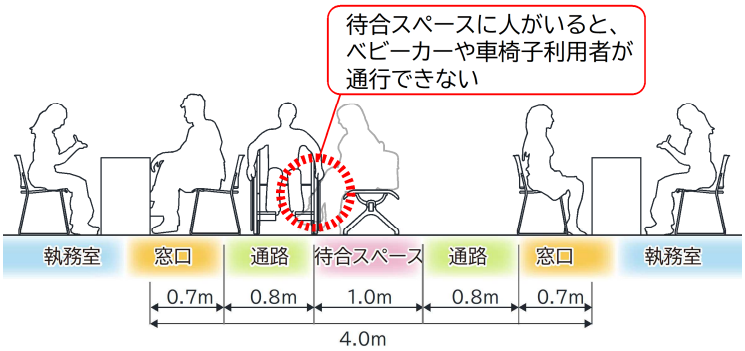

現庁舎の通路の断面構成

建築物移動等円滑化基準

※高齢者、障害者などが円滑に利用できるようにするために必要な施設の構造及び配置に関する基準

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（バリアフリー法）により、床面積が2,000㎡以上であるなど、一定の規模以上の特別特定建築物*1を建築する際に、本基準への適合が義務付けられています。

本基準では、義務基準として廊下の幅は120cm以上と定められており、車椅子使用者などが安全かつ円滑に移動できる十分な幅員を確保する必要があります。

用語解説

＊1. 特別特定建築物　不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者などが利用する建築物

5. 駐車場の適正化

アンケートの結果では、来庁時の交通手段として自動車を利用する人が８割を超えています。現在、庁舎周辺の駐車場は７９０区画ありますが、庁舎前駐車場は、常に混雑している状態です。特に、市民会館、安城公園及び文化センターでイベントが実施される際には、一層混雑します。また、庁舎の近くに駐車したい来庁者が庁舎前駐車場で空きを待つ状況も見受けられます。

混雑時には、来庁者は立体駐車場や西駐車場を利用することになりますが、駐車場が複数に分散しているため、その配置や空き状況が分かりにくくなっています。

多くの来庁者を円滑に受け入れるため、必要な駐車場の区画数や配置の適正化を図る必要があります。

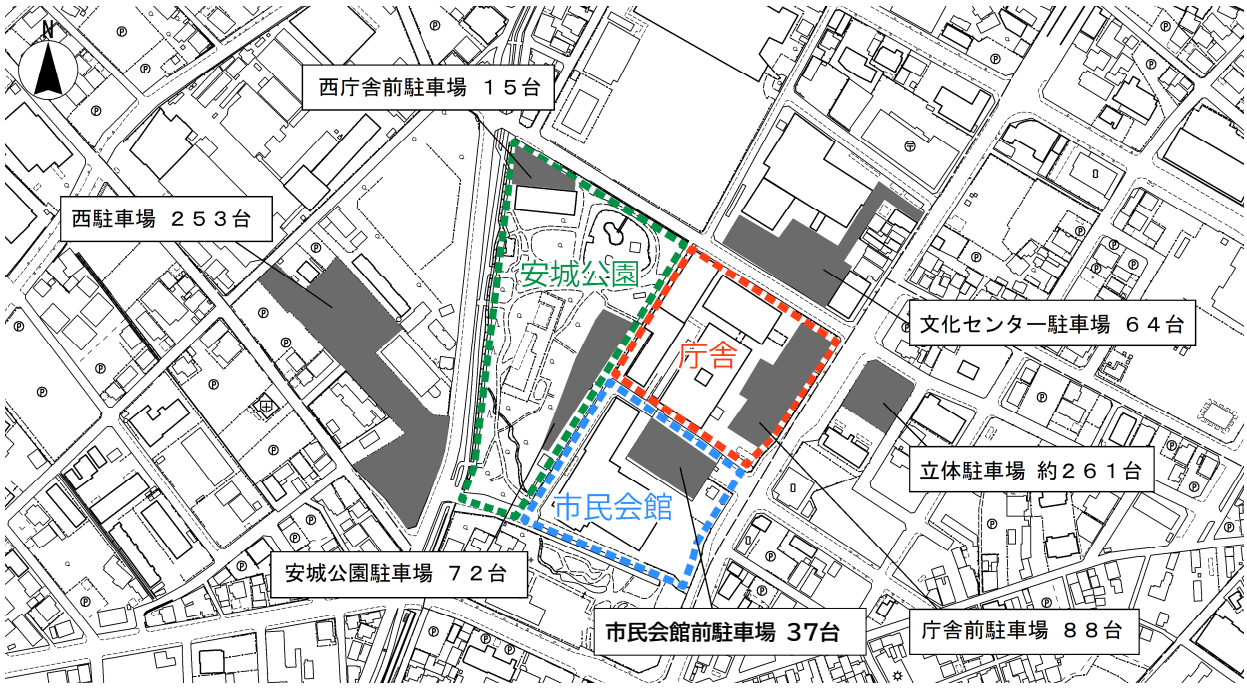

来庁時の交通手段（市民・来庁者アンケート）

８割を超える人が自動車を利用して来庁と回答しています。

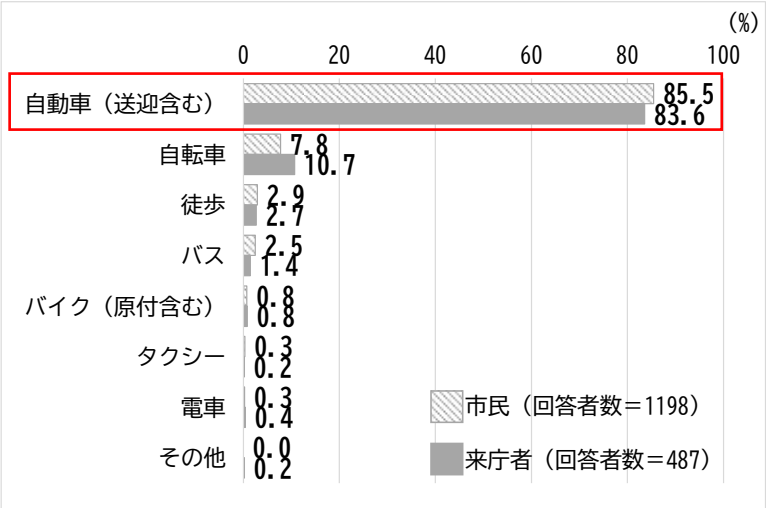

庁舎前駐車場

安城公園駐車場

6. ユニバーサルデザインへの配慮

段差のある入口（食堂棟）

現庁舎は、バリアフリートイレや授乳室の設置、庁舎付近の障害者専用駐車区画の整備、階段への手すりの設置及び案内板の改修（大型化、多言語化）を段階的に行い、改善を図ってきました。しかし、本庁舎、西庁舎及びさくら庁舎ではエレベーターが未設置であることや、車椅子利用者や高齢者などが通行しづらい段差のある入口など、庁舎の構造上、対応が限られ、十分な配慮がなされているとは言えません。

誰もが円滑かつ快適に利用できる環境とするため、ユニバーサルデザインの推進を図る必要があります。

7. 環境への配慮

日差しを遮るために
設置したよしず

本庁舎と北庁舎の空調設備は、一部を除き一括制御（全館空調）方式を採用していますが、空調の効きにムラが生じている状況です。また、ほとんどの窓が複層ガラスを使用しておらず、外気に対する断熱性や気密性が低く、強い日差しに対する遮蔽性も十分ではありません。その結果、空調設備を更新しても、熱エネルギーの損失が大きく、十分な効果が得られにくくなっています。

照明設備についても、自然採光を活用した設備は導入されていません。

環境負荷を低減するため、断熱性や気密性などの抜本的な改善や省エネ効果の高い設備の導入を進める必要があります。

市民ワークショップより　現庁舎の強みと弱み

R6.11
開催！

（P3表「未来の庁舎研究室①」）

グループごとに現庁舎を見て回り、現況を確認したうえで、現庁舎の「強み」と「弱み」について意見を出し合いました。

■現庁舎の強み

・おくやみ窓口がある。
・狭いスペースをうまく利用している。
・（健康増進のための）階段利用を促進している。
・各部署の窓口案内看板が色分けされている。
・北庁舎１階ロビーの花が癒しを与えている。
・公園が近く、市民の憩いのスペースがある。

など

■現庁舎の弱み

災害発生時の懸念

・電気室と書庫が地下にあるので、浸水が心配。

分散化

・部署の場所がバラバラで移動時間が長く効率が悪い。

狭あい化

・待っている人に個人の情報が聞こえそう。
・こども課にプライバシー保護のための個室が１つしかない。
・とにかく狭い！これで良い仕事ができるのか疑問。
・会議室が不足している。
・紙の保管が多く場所がひっ迫している。
・食堂棟が暗く、狭い。売店が寂しい。

ユニバーサルデザインへの対応の不足

・本庁舎にエレベーターがない。
・通路が狭く、車椅子が通れない。
・和式トイレがある。
・授乳室が狭い。保育課に授乳室があると良い。

利便性・快適性の不足

・入口のインフォメーションが目に入りづらい。
・お客さんの待合スペースに風が通って冬は寒く、夏は暑い。
・駐車場の空き状況がわかりにくい。

など

R7.5
開催！

高校生ワークショップより　現庁舎の強みと弱み

（P3表「高校生ワークショップ」）

安城市や庁舎についてのガイダンスを行ったうえで、グループごとに現庁舎を見て回り、現庁舎の「強み」と「弱み」について意見を出し合いました。

■意見（※抜粋）

	現庁舎の強み	現庁舎の弱み
本庁舎	キッズスペースがある/モニターが使われていてペーパーレス化が進められている/課ごとに色分けされている	空調の効きにムラがある/トイレが狭く古い/エレベーターがない/通路が狭い/待合の椅子が少ない/床がタイルでガタガタする/中庭が使われていない/窓口と待合の距離が近い/会議室が少ない
北庁舎	課内に会議スペースを設置している部署がある	通路中央に椅子があり通りにくい/待合が狭い/個人情報の漏れが心配/会議室が少ない/トイレが暗く少ない/本庁舎への案内が分かりにくい/にぎわいがない
西庁舎	－	全体的に暗い/エレベーターがない/階段の段差が高い、天井が低い/多言語対応の案内がない
さくら庁舎	シャンデリアがおしゃれで良い/会議室のエアコンの性能が良い	階段が急すぎる/全体的に足が不自由な人に不便/本庁舎と離れている
食堂棟	災害用のシャワー室が便利	全体的に色がなく暗い印象/通路が狭い/売店が狭い
安城公園	さくらの模様の道路標示が良い	道がガタガタで狭い/柵やベンチが古い/夜に歩きにくい

普段、市役所の改善点を考える機会はなかったけれど、じっくり見たり考えたりすると不便だなと思うところが出てきて、私たち一人一人の意見が本当に大切だと感じることができた!

普段、行かない場所に入ることができてよかった。どのような状態なら市民も安心して使えるのかなどを考えることができてよかった！

第3章 社会情勢と多様化するニーズへの対応

1. 将来を見据えた庁舎整備の考え方

庁舎整備に当たっては、現庁舎に顕在化している課題を解消するだけでなく、社会情勢の変化やニーズの多様化に対応できる、柔軟で持続可能な庁舎を目指すことが重要です。

そのため、社会情勢や国が推進する取組、市民・来庁者・職員のニーズを整理します。

2. 社会情勢

（１）人口減少・少子高齢化の進行

令和６年（２０２４年）３月に策定された第９次安城市総合計画（以下「総合計画」という。）における人口推計では、本市の人口は、令和４２年（２０６０年）には１７万人程度に減少すると見込まれていますが、過去１０年間の人口推移をみると、令和２年（２０２０年）をピークに想定より早く減少に転じています。また、年少人口及び生産年齢人口は年々減少する一方で、老年人口は増加し、少子高齢化が急速に進むと予測されています。

このような人口の規模や構成の変化に伴い、福祉をはじめとしたさまざまな行政サービスに対するニーズも変わる可能性があり、柔軟に対応できる機能を持つ庁舎であることが求められます。

将来人口の推計

（出典）第9次安城市総合計画

過去１０年間の人口推移

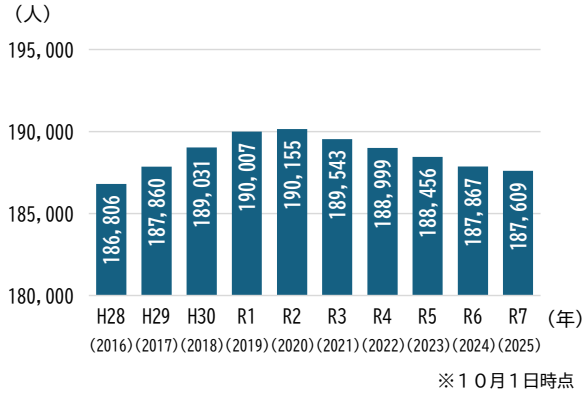

（出典）安城の統計

（２）大規模災害発生リスクの高まり

近年、全国各地で豪雨災害の激甚化により、大きな被害が発生しています。

また、令和７年９月２６日、政府の地震調査委員会は、「南海トラフの地震活動の長期評価」を一部改訂し、今後３０年以内に南海トラフ地震が発生する確率を「６０～９０％程度以上」としました。この確率は最も高いⅢランクに位置付けられており、防災対策や日頃の備えが求められています。

災害発生時には、庁舎内に設置される災害対策本部が迅速かつ円滑に対応できるよう、十分な対策を講ずる必要があります。

（３）働き方やライフスタイルの多様化

近年、ＤＸ*[1]の推進や国際化の進展、人々の価値観の変化に伴い、働き方やライフスタイルが多様化しています。これにより、オンライン手続きなど、市民一人ひとりのライフスタイルに柔軟に対応した行政サービスの提供が求められています。

また、テレワーク*[2]の普及や行政サービスのオンライン化などにより、今後は職員の働き方も今以上に多様化すると予想されるため、さまざまな働き方に対応できる執務環境の整備が重要です。

（４）建築費の高騰

近年、人件費単価や建築資材価格の上昇などにより、建築費の高騰が続いています。

建築費指数*[3]の推移をみると、平成２７年を基準とした場合、令和７年の事務所（ＲＣ造）の建築費指数は１３５．２に達し、約１．３倍の増加を示しています。

特に令和３年以降の上昇傾向は顕著であり、令和３年から令和７年までの平均年間上昇幅は７．５ポイントとなっています。

このような状況を踏まえ、整備に当たっては建築費の高騰を考慮し、事業内容の精査や事業手法の検討をする必要があります。

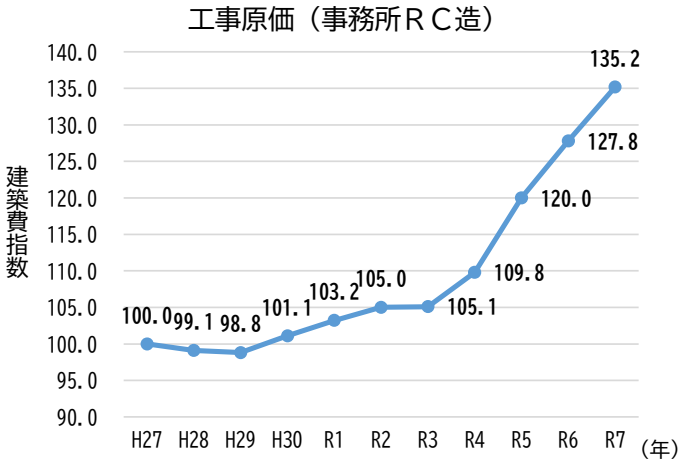

（資料）（一財）建設物価調査会のデータを基に作成

用語解説

＊1. DX	Digital Transformation の略で、デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること
＊2. テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方
＊3. 建築費指数	建築物の工事価格の動向が把握できる一種の物価指数

3. 国が推進する取組

（１）デジタル社会（自治体ＤＸ*[1]など）の実現に向けた取組の推進

国では、デジタル社会の実現に向け、令和２年１２月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定されました。その中で、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」というビジョンが示されました。また、令和６年６月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、このビジョンが改めて目指すべきデジタル社会の姿として位置付けられました。

このビジョンを実現するためには、住民に身近な行政サービスを提供する自治体の役割が重要です。自治体には、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やＡＩ等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」（引用：総務省公式ウェブサイト）ことが求められています。

（２）脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

気候変動問題が深刻化する中、その原因となる温室効果ガスの排出削減に向けた世界的な取組が求められています。国では、「２０５０年カーボンニュートラル」の実現や、温室効果ガスの削減に向け取組を推進しています。

官庁施設については、令和４年に「官庁施設の環境保全基準」（国土交通省）が改定され、一次エネルギー消費性能を、新築する場合は、原則ＺＥＢ　Ｏｒｉｅｎｔｅｄ*[2]相当以上とすることを定め、官庁施設整備におけるＺＥＢ化の推進を図っています。

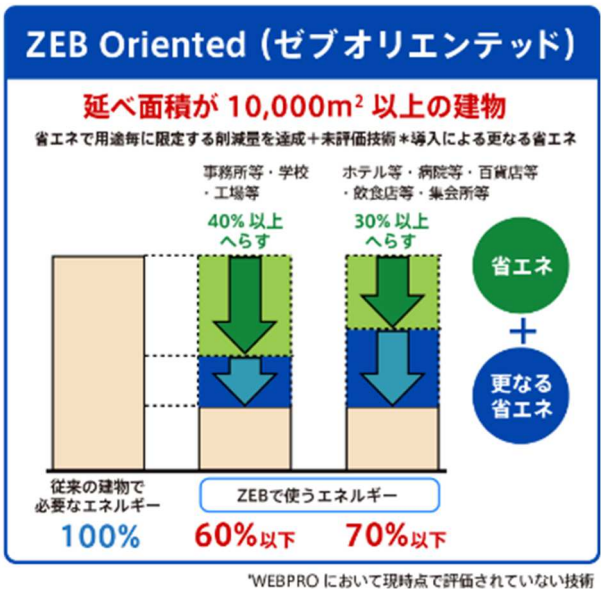

（出典）環境省ZEB　PORTAL公式webサイト

用語解説

＊1. DX	P14参照
＊2. ZEB　Oriented	外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

4. 市民・来庁者・職員のニーズ

今後の庁舎の在り方を検討するに当たり、市民、来庁者、職員の意見を把握することを目的にアンケートを実施しました。その結果から、庁舎を利用する市民や来庁者、職員のニーズを整理します。

（1）庁舎整備において重要視すること（市民アンケート）

安全・安心であることや高い利便性を備えた窓口機能が求められています。

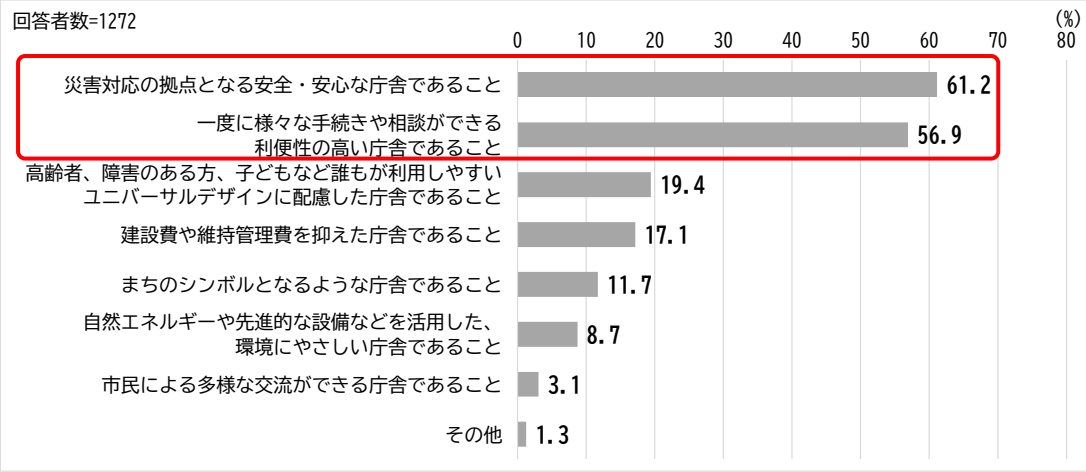

（2）窓口利用に求めること（市民アンケート）

待ち時間が短いことやワンストップ窓口、案内の分かりやすさ、さらには、庁舎に行かずに手続きができることが求められています。

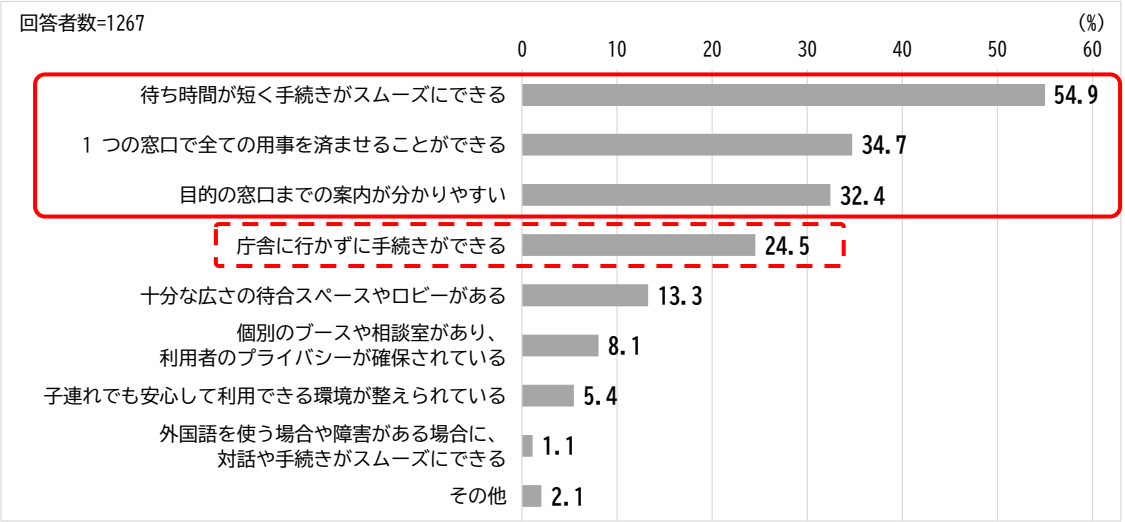

（３）庁舎にあると良い機能（市民・来庁者・職員アンケート）

来庁時に飲食や日常的な用事を済ますことができる機能が求められています。一方で、市役所の機能だけで良いという意見も一定数あります。

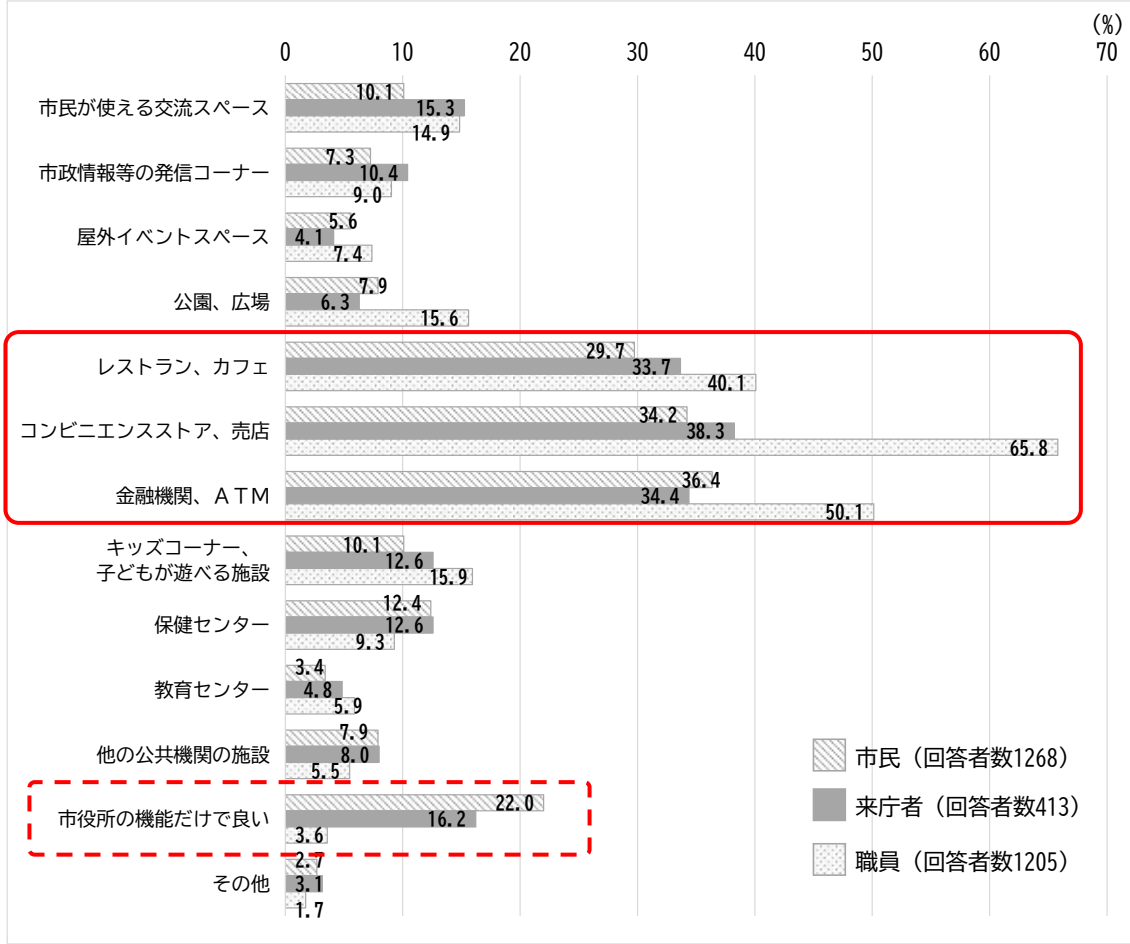

（4）庁舎に求める優先度の高い機能（職員アンケート）

効率的な業務遂行のための機能や洋式トイレの増設など健康的に働くことができる機能が求められています。

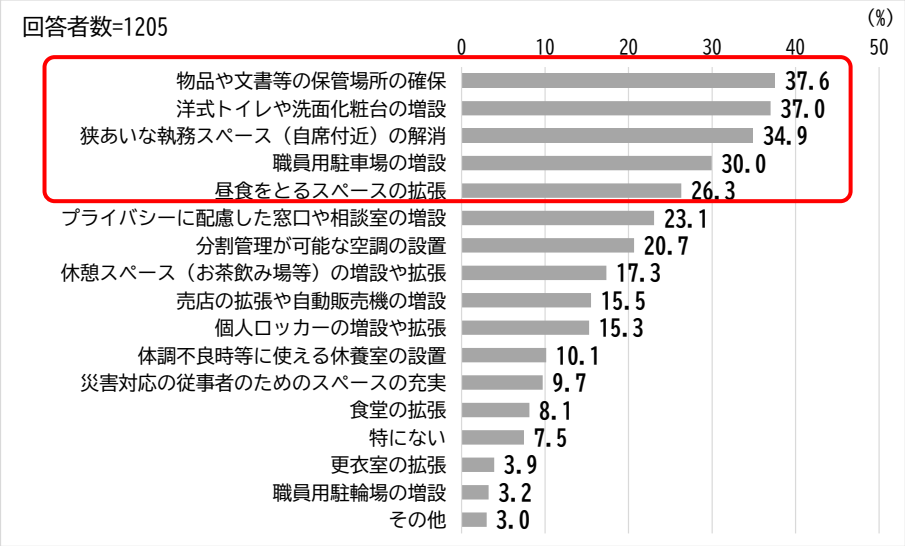

（5）庁舎の場所に求めること（市民・職員アンケート）

公共交通機関と自動車・自転車によるアクセス利便性の確保が求められています。

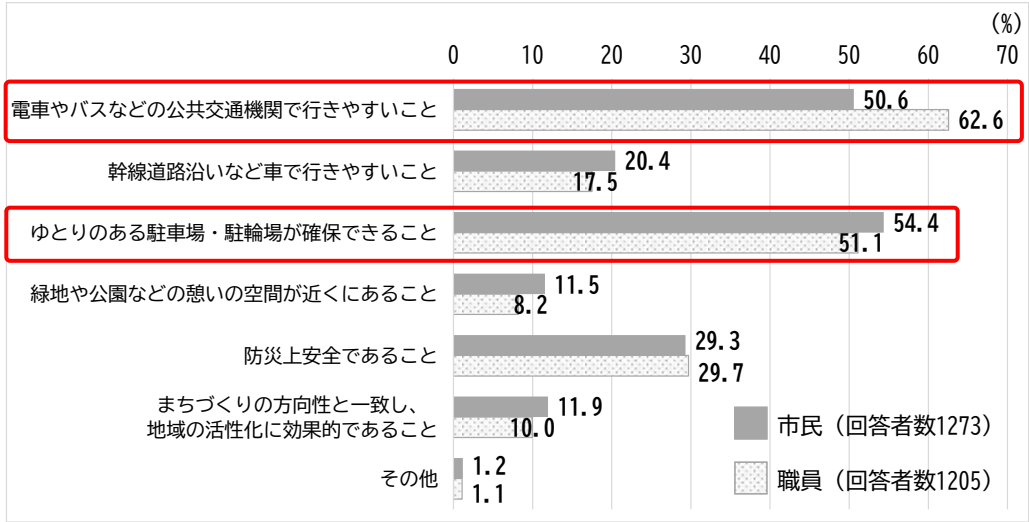

R6.12
開催！

市民ワークショップより

未来の庁舎、どんな使い方・過ごし方をしてみたい？

（P3表「未来の庁舎研究室①」）

「未来の庁舎で、誰がどんな過ごし方をしたいか」について、様々なシーンを思い浮かべてアイデアを出し合いました。

■未来の庁舎の使い方・過ごし方のアイデア

・用事を済ませる
・子どもを預けて窓口に行く
・カフェで食事をする
・屋外広場で季節を感じる
・くつろぐ
・友人や知人とゆっくり談笑する
・会議や勉強をする

など

■未来の庁舎の使い方・過ごし方を実現するために必要な機能・施設

・カフェなどの飲食機能
・くつろげる屋外広場
に関するアイデアが多くみられました。

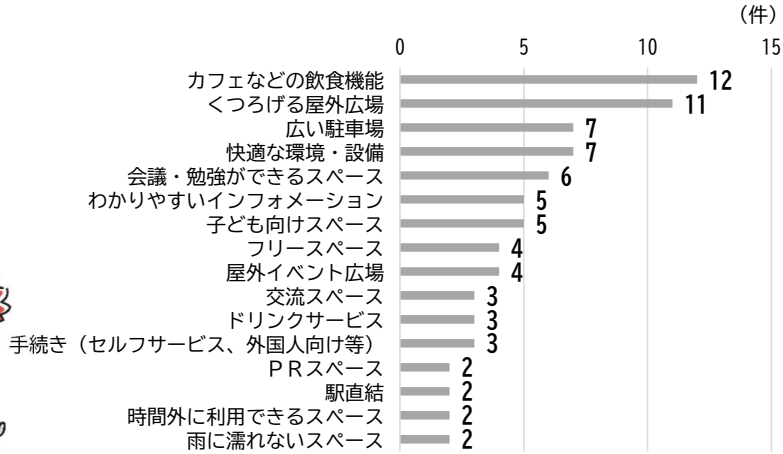

ワークショップの意見からみえる庁舎整備のキーワード
◇多様な世代や属性に対応できる機能を備えている
◇手続き以外の目的で訪れ、快適に過ごすことができる

※いただいたアイデアやご意見のうち、建物配置や意匠などについては、基本計画以降で検討していきます。

第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性

1. 目指す都市像

本市では、最上位の計画である総合計画において、まちの未来を担う子どもの数の減少に歯止めをかけ、持続可能な社会を創るため、目指す都市像を「ともに育み、未来をつくる　しあわせ共創都市　安城」と定め、子どもを核とした施策を推進しています。

総合計画は８年間（令和６年度～令和１３年度）の計画であるものの、目指す都市像に込められた思いは、その先も継承されていきます。

＝第９次安城市総合計画＝

ともに育み、未来をつくる　しあわせ共創都市　安城

- ◆ 経済的な余裕に加え、心のゆとりや人とのふれあい、将来に対する安心など「豊かさ」や「幸せ」に対する多様な価値観がある中で、市民一人ひとりの幸せを実現することが、自治体行政が担うべき最大の役割である。
- ◆ 安心してこどもを育てることのできる仕組みをつくり、市民の豊かな暮らしと地域の未来を支える確かな力を蓄え、安全・安心で誰もが住みたくなる魅力あふれるまちづくりを進める。

2. 基本理念

行政には、変化し続ける社会情勢や多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、持続可能なまちづくりを推進する役割が求められています。

その基盤となる庁舎の整備に当たっては、災害への備え、環境への配慮、デジタル化の推進、行政機能の効率化に加え、交流・協働の促進といった視点を総合的に考慮する必要があると考えます。

これにより、誰もが安全で快適に利用でき、市民の拠りどころとなる庁舎となるとともに、市民が集い、交流が生まれることで、市民とまちと庁舎のつながりが強まり、庁舎への親しみや本市への愛着が育まれることが期待されます。そして、そこで育まれた想いを次の世代へ「つなぐ」ことが、本市の明るい「未来」につながるものと考えます。

本市は、市民と行政が相互に尊重し合い、地域の発展に向けて未来を共に創造する拠点としての庁舎の実現を目指します。

「つなぐ。未来へ」

3. 基本方針

基本理念を実現するための具体的な庁舎像を示すものとして、４つの基本方針を定めます。

基本方針1　災害に強い庁舎

庁舎は、災害発生時には災害対策本部が設置され、災害対応の拠点としての役割を担います。その際、迅速な情報の収集・集約、対策を講ずるための指揮系統の確立、関係機関との調整、他施設との連携などを行う必要があります。これらの役割を十分に発揮するとともに、大地震発生後も市民にとって必要な業務を継続できるよう、高い耐震性能*1を備えた災害に強い庁舎を目指します。これを実現することで、庁舎が市民の命をつなぐ重要な拠りどころとなると考えます。

基本方針2　利用しやすい庁舎

庁舎へのアクセス利便性を考慮し、来庁しやすい環境を整えるとともに、多様な人々が集い、交流し、共創できる空間を整備します。また、市民ニーズに応じた窓口配置と動線設計を行うとともに、プライバシーの確保やユニバーサルデザインへの配慮を図り、利用しやすい庁舎を目指します。これを実現することで、庁舎が人と人、人とまちをつなぐ新たな結節点となると考えます。

基本方針3　環境にやさしい庁舎

省エネルギー*2技術の導入や再生可能エネルギー*3の活用を通じて、脱炭素社会の実現に貢献します。また、自然資源の活用及び周辺環境との調和を図り、環境にやさしい庁舎を目指します。これを実現することで、庁舎がより良い環境を明日へとつなぐ架け橋となると考えます。

基本方針4　働きやすい庁舎

より充実した行政サービスを提供するため、職員が効率的に働ける執務環境を確保します。また、防犯・セキュリティを強化するとともに、将来の変化に対応できる柔軟性を持った働きやすい庁舎を目指します。これを実現することで、庁舎が信頼をつなぐ確かな基盤となると考えます。

用語解説

＊1. 耐震性能	P3 参照
＊2. 省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと
＊3. 再生可能エネルギー	太陽光、風力、その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの
＊4. ライフサイクルコスト	建物の建設、維持管理、解体までの間に発生する費用の合計

4. 整備の方向性

基本方針を踏まえ、庁舎整備に向けた具体的な考え方や機能を整理します。

基本方針1　災害に強い庁舎

（ア）災害対策本部機能の充実

- 災害対策本部としての機能を発揮できる空間を設けます。また、市長や関係課との連携を考慮し、適切な配置を検討します。効率的な情報収集と円滑な連絡調整を行うため、災害に強い情報通信ネットワークを整備します。
- 国や他自治体、関係機関からの応援の受入れなどに対応できる空間や設備を整備します。

災害対策本部室（東京都庁舎）

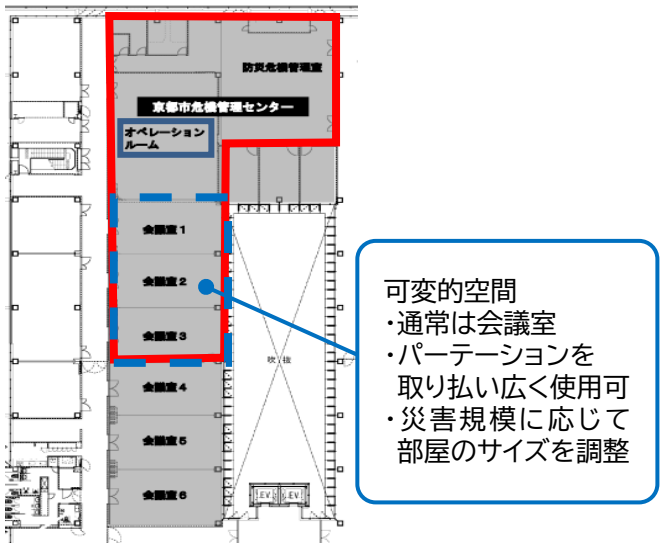

危機管理センター（京都府京都市庁舎）

（イ）災害発生時の業務継続性の確保

- 地震発生時に来庁者や職員の安全を守り、市民にとって必要な業務を継続できるよう、免震構造などの耐震性能*1の高い建物を整備します。
- 非常用発電設備などによる電力供給や、応急給水設備などによる給排水、クラウド*2などによるデータのバックアップ機能の強化を図ります。

（ウ）災害対応拠点機能の分担・連携の整理

- フェーズフリー*3の考え方に基づき、災害発生時には、庁舎を災害対応の拠点としつつ、市民が日ごろから利用する公共施設や民間施設の活用による役割の分担及び連携について整理します。

用語解説

＊1. 耐震性能	P3 参照
＊2. クラウド	Cloud Computing の略で、データやアプリケーションなどのコンピューター資源をネットワーク経由で利用する仕組み
＊3. フェーズフリー	日常時・非常時という社会のフェーズ（状態）を分けない考え方

基本方針2　利用しやすい庁舎

（ア）スムーズに手続きができる窓口機能の強化

- 来庁者の負担を軽減するため、分散している部署を集約し、動線に配慮した配置を検討します。
- ワンストップ窓口の導入を検討します。
- 申請や相談のオンライン化など、デジタル技術を活用した仕組みを検討します。

各課の窓口を集約した共用窓口
（東京都中野区庁舎）

（イ）プライバシーへの配慮

- 来庁者が安心して手続きや相談ができるよう、プライバシーに配慮した窓口カウンターや相談室を整備します。

プライバシーに配慮した窓口カウンター
（宮崎県西都市庁舎）

（ウ）ユニバーサルデザインへの配慮

- 誰もが快適に利用できるトイレなどのほか、子ども連れの方が安心して過ごせるキッズスペースや授乳室を整備します。
- 車椅子やベビーカー利用者などが快適に利用できるよう、段差を解消するとともに、通路や待合スペース、窓口、議場などに十分なスペースを確保します。
- 誰もが容易に理解でき、視認性に優れた案内表示を整備します。
- 庁舎から近い位置に、障害者等用駐車区画を整備します。

キッズスペース
（兵庫県伊丹市庁舎）

（エ）アクセス利便性の確保

- 必要な駐車区画数を確保し、適切に配置するなど、利用しやすい駐車場を整備します。
- バスなどの公共交通機関との連携を検討します。
- 自動車、自転車、歩行者の動線が交錯しないよう安全に配慮した外構を整備します。

コミュニティバス乗り場

（オ）多様な人が活用できるスペースの創出

- 市民が憩い、活動できる屋外広場の整備を検討します。屋外広場の整備に当たっては、庁舎の内部と一体的となるよう配慮します。
- 市民活動や公民連携を推進するためのスペースの整備を検討します。
- 快適に利用できる売店やカフェなどの整備を検討します。
- 市民活動情報、地域情報、企業情報などを紹介する情報発信コーナーの整備を検討します。

市民協働スペース
（兵庫県伊丹市庁舎）

R7.7～R7.10 開催！

市民ワークショップより　未来×庁舎～自主研究プロジェクト

（P3表「未来の庁舎研究室②」）

未来の庁舎をイメージし、５つのグループが調査・研究を進めた「自主研究プロジェクト」がワークショップの集大成として発表されました。５グループによる発表内容をまとめると、大きく次の２つのテーマに整理されます。

■来庁者が快適に過ごせる庁舎

【発表テーマ】

〇来庁者にやさしい庁舎に！

〇子どもを連れて行きやすい庁舎に！

【具体的な機能】

・ゆとりある待合スペースや窓口

・目的地までの明確な動線

・待ち時間が分かるシステム

・子どもを預けられるスペース

・子ども連れ専用の駐車場　　など

■用事がなくても気軽に来られる庁舎

【発表テーマ】

〇気軽に来られる夢の国のような庁舎に！

〇手続きの場から市民が集う場に！

〇若者の居場所となる学生にもやさしい庁舎に！

【具体的な機能】

・子どもの遊び場

・誰でも立ち寄れるオープンスペース

・安城の歴史や文化の展示スペース

・食堂やカフェ　　など

※いただいたアイデアやご意見のうち、建物配置や意匠などについては、基本計画以降で検討していきます。

基本方針3　環境にやさしい庁舎

（ア）地球環境への配慮

- 再生可能エネルギー*[1]の有効活用や省エネルギー*[2]技術の導入を図ります。
- ライフサイクルコスト*[3]の低減と施設の長寿命化に向け、維持管理がしやすく、耐久性の高い構造や建材などを導入します。
- サステナブル建材*[4]の導入を検討します。

再生可能エネルギーの有効活用や省エネルギー技術の導入イメージ

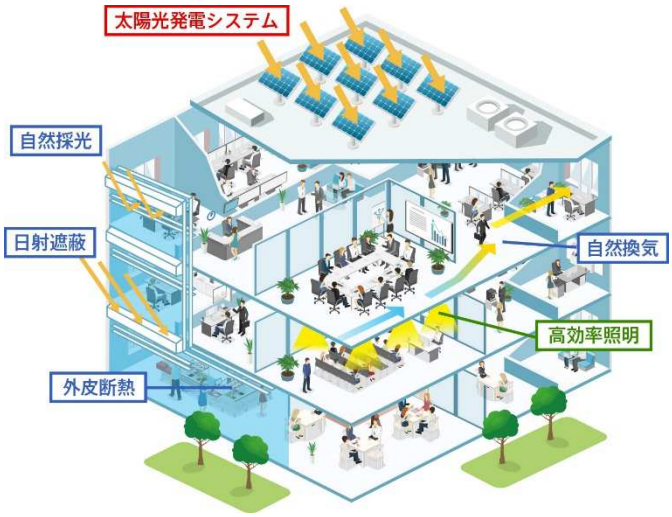

（出典）環境省ZEB　PORTAL公式webサイト

（イ）自然資源の活用及び周辺環境との調和

- 内装などに木材を活用することを検討します。
- 庁舎内外において緑豊かな環境整備を検討します。
- 周辺の景観に調和する建物の外観を検討します。

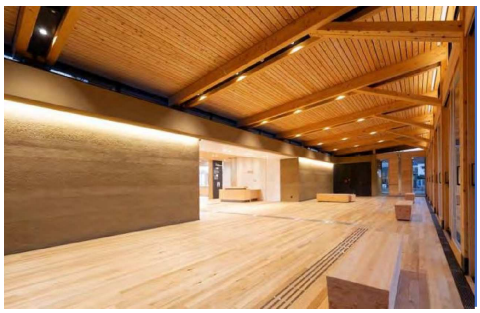

木材の活用
（山口県長門市庁舎）

緑を取り入れた室内
（兵庫県伊丹市庁舎）

用語解説
＊1. 再生可能エネルギー　P21参照
＊2. 省エネルギー　P21参照
＊3. ライフサイクルコスト　P21参照
＊4. サステナブル建材　環境負荷が小さく、持続的に利用できるよう配慮された建築材料

基本方針4　働きやすい庁舎

（ア）効率的な執務環境の確保

- ＤＸ*1を推進し、効率的な執務環境を整備します。
- 部署間の業務連携を円滑にするため、執務室は壁や机や棚などの什器で仕切らず、開放的で視認性の高いオープンフロアとすることを検討します。
- 業務の効率化に向け、適切な規模と数の会議室、作業室、書庫などを整備します。
- 職員が心身ともに健康に働ける環境を実現するため、リフレッシュスペースなどの整備を検討します。

視認性の高いオープンフロア
（埼玉県深谷市庁舎）

（イ）防犯・セキュリティ機能の強化

- 個人情報や行政情報の保護を徹底するため、庁舎全体をエリア分けし、それぞれ適切なセキュリティレベルを設定します。
- 防犯カメラの設置やシャッターなどの仕切りによる利用区画の制限など、セキュリティ対策を検討します。

シャッターによる利用区画の制限
（福島県須賀川市庁舎）

セキュリティレベルの設定例

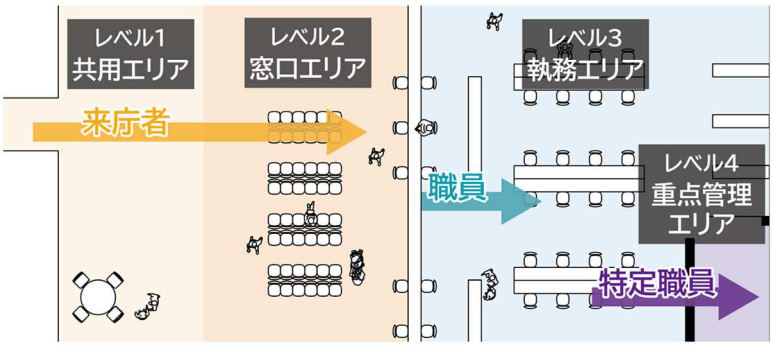

・ロビー ・トイレ	・待合スペース ・窓口	・執務室 ・書庫・倉庫	・サーバー室 ・機械室

用語解説
＊1. DX　　P14参照

（ウ）将来の変化に対応できる柔軟性の確保

- 組織体制の見直しに対応できる可変性を備えたレイアウトの採用を検討します。
- 社会情勢の変化や働き方の多様化に対応できるよう、ＷＥＢ会議ブースやミーティングスペースなどの整備を検討します。

デスクのレイアウト･運用ルールの種類

従来型	ユニバーサルレイアウト	グループアドレス	フリーアドレス
●部署の人数に合わせて机を並べる ●個人の座席の位置は固定	●部署編制にあわせてレイアウトは変えず、人が動いて対応 ●個人の座席の位置は固定	●部署ごとにエリアを決め、その中であれば、個人の座席の位置は自由	●エリア関係なく、個人の座席の位置は自由

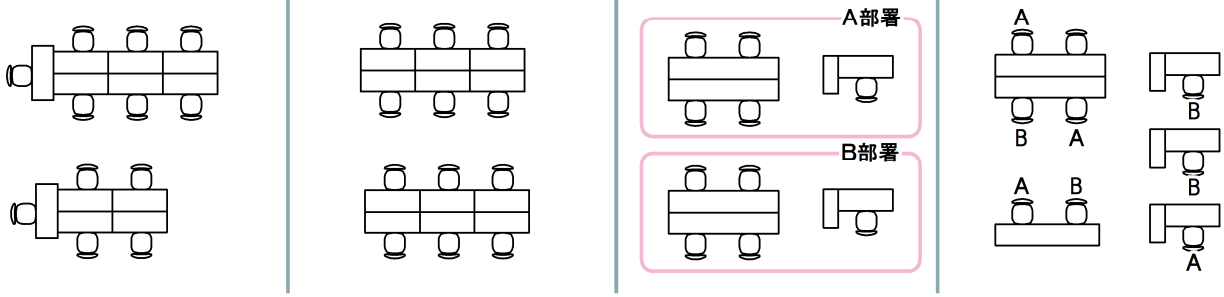

WEB会議ブース
（静岡県庁舎）

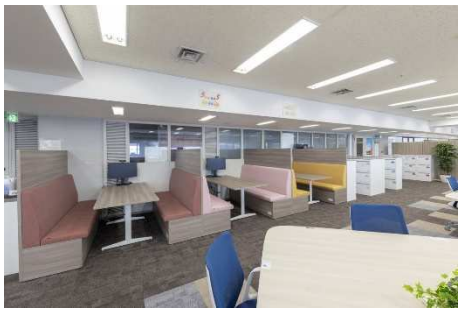

ミーティングスペース/ソファブース
（静岡県庁舎）

5. 計画の体系

目指す都市像	基本理念	基本方針	整備の方向性	
ともに育み、未来をつくる　しあわせ共創都市　安城	「つなぐ。未来へ」	災害に強い庁舎	（ア）災害対策本部機能の充実	● 災害対策本部としての機能を発揮できる空間を設けます。また、市長や関係課との連携を考慮し、適切な配置を検討します。 ● 効率的な情報収集と円滑な連絡調整を行うため、災害に強い情報通信ネットワークを整備します。 ● 国や他自治体、関係機関からの応援の受入れなどに対応できる空間や設備を整備します。
			（イ）災害発生時の業務継続性の確保	● 地震発生時に来庁者や職員の安全を守り、市民のための業務を継続できるよう、免震構造などの耐震性能の高い建物を整備します。 ● 非常用発電設備などによる電力供給や、応急給水設備などによる給排水、クラウドなどによるデータのバックアップ機能の強化を図ります。
			（ウ）災害対応拠点機能の分担・連携の整理	● フェーズフリーの考え方に基づき、災害発生時には、庁舎を災害対応の拠点としつつ、市民が慣れ親しむ他施設や民間施設の活用による役割の分担や連携ができるよう、災害に応じた連携の在り方を整理します。
		利用しやすい庁舎	（ア）スムーズに手続きができる窓口機能の強化	● 来庁者の負担を軽減するため、分散している部署を集約し、動線に配慮した配置を検討します。 ● ワンストップ窓口の導入を検討します。 ● 申請や相談のオンライン化など、デジタル技術を活用した仕組みを検討します。
			（イ）プライバシーへの配慮	● 来庁者が安心して手続きや相談ができるよう、プライバシーに配慮した窓口カウンターや相談室を整備します。
			（ウ）ユニバーサルデザインへの配慮	● 誰もが快適に利用できるトイレなどのほか、子ども連れの方が安心して過ごせるキッズスペースや授乳室を整備します。 ● 車椅子やベビーカー利用者などが快適に利用できるよう、段差を解消するとともに、通路や待合スペース、窓口、議場などに十分なスペースを確保します。 ● 誰もが容易に理解でき、視認性に優れた案内表示を整備します。 ● 庁舎から近い位置に、障害者等用駐車場を整備します。
			（エ）アクセス利便性の確保	● 必要な駐車区画数を確保し、適切に配置するなど、利用しやすい駐車場を整備します。 ● バスなどの公共交通機関との連携を検討します。 ● 自動車、自転車、歩行者の動線が交錯しないよう安全に配慮した外構を整備します。
			（オ）多様な人が活用できるスペースの創出	● 市民が憩い、活動できる屋外広場の整備を検討します。屋外広場の整備に当たっては、庁舎の内部と一体的となるよう配慮します。 ● 市民活動や公民連携を推進するためのスペースの整備を検討します。 ● 快適に利用できる売店やカフェなどの整備を検討します。 ● 市民活動情報、地域情報、企業情報などを紹介する情報発信コーナーの整備を検討します。
		環境にやさしい庁舎	（ア）地球環境への配慮	● 再生可能エネルギーの有効活用や省エネルギー技術の導入を図ります。 ● ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化に向け、維持管理がしやすく、耐久性の高い構造や建材などを導入します。 ● サステナブル建材の導入を検討します。
			（イ）自然資源の活用及び周辺環境との調和	● 内装などに木材を活用することを検討します。 ● 庁舎内外において緑豊かな環境整備を検討します。 ● 周辺の景観に調和する建物の外観を検討します。
		働きやすい庁舎	（ア）効率的な執務環境の確保	● ＤＸを推進し、効率的な執務環境を整備します。 ● 部署間の業務連携を円滑にするため、執務室は壁や机や棚などの什器で仕切らず、開放的で視認性の高いオープンフロアとすることを検討します。 ● 業務の効率化に向け、適切な規模と数の会議室、作業室、書庫などを整備します。 ● 職員が心身ともに健康に働ける環境を実現するため、リフレッシュスペースなどの整備を検討します。
			（イ）防犯・セキュリティ機能の強化	● 個人情報や行政情報の保護を徹底するため、庁舎全体をエリア分けし、それぞれ適切なセキュリティレベルを設定します。 ● 防犯カメラの設置やシャッターなどの仕切りによる利用区画の制限など、セキュリティ対策を検討します。
			（ウ）将来の変化に対応できる柔軟性の確保	● 組織体制の見直しに対応できる可変性を備えたレイアウトの採用を検討します。 ● 社会情勢の変化や働き方の多様化に対応できるよう、ＷＥＢ会議ブースやミーティングスペースなどの整備を検討します。

第5章 庁舎の規模

1. 基本的な考え方

庁舎の整備手法や位置を検討する際の判断基準とするため、庁舎の規模を試算します。なお、本章での試算は、現時点で想定される上限値を示すものであり、規模を確定するものではありません。

2. 規模の試算

（１）職員数の設定

人口減少・少子高齢化の進行により、行政サービスの内容や提供方法に変化が生じる可能性があります。また、ＤＸ*1の推進に伴い、テレワーク*2の拡大や行政サービスのオンライン化など、職員の働き方や組織体制の見直しが進むことが見込まれます。

これらを踏まえると、職員数は今後減少する可能性がある一方で、社会情勢やニーズの多様化に応じて職員数が増加する可能性があることを考慮すると、将来の職員数を試算することは難しい状況にあります。このため、庁舎の規模を検討する際の基準となる職員数については、令和８年度時点で現庁舎に勤務する職員数と同程度の９００人と設定します。ただし、基本計画を始めとする今後の検討過程において、より相応しい職員数が明らかになった際には柔軟に対応していくこととします。

用語解説

＊1. DX　P14 参照
＊2. テレワーク　P14 参照

（２）規模の試算

ア）他自治体の事例に基づく試算

類似人口規模及び近隣の自治体における近年の庁舎建設事例の職員一人当たりの平均面積を基に、庁舎の延床面積を試算します。この方法により試算した庁舎の延床面積は、２７,１６２㎡です。

	人口	竣工(予定)年	職員数(A)	延床面積(B)	職員一人当たりの床面積(B/A)
Ａ市	２０３,０２９人	令和9年	１,１３１人	２４,１３８.７１㎡	２１.３４㎡/人
Ｂ市	１９７,３２５人	令和4年	９７４人	２１,９７８.５０㎡	２２.５６㎡/人
Ｃ市	１８８,９９１人	令和7年	８７０人	２４,１２９.１１㎡	２７.７３㎡/人
Ｄ市	１８９,０４９人	令和13年	６０３人	１３,３９９.１２㎡	２２.２２㎡/人
Ｅ市	１８６,２３７人	令和4年	６８７人	１５,０６５.９７㎡	２１.９３㎡/人
Ｆ市	１８９,９５８人	平成29年	８５３人	２７,０８９.８６㎡	３１.７５㎡/人
Ｇ市	１５６,５３２人	平成28年	７３０人	２５,６１０.００㎡	３５.０８㎡/人
Ｈ市	１５０,０００人	平成22年	５９８人	２５,６３７.４３㎡	４２.８７㎡/人
Ｉ市	１００,４５３人	平成20年	３９６人	１８,２８３.００㎡	４６.１６㎡/人
				職員一人当たりの平均面積	３０.１８㎡/人

※各自治体の庁舎整備に係る基本構想･基本計画･基本設計･実施設計･竣工時資料から抜粋

イ）国の基準に基づく試算

次の３つの基準を基に、庁舎の規模を試算します。

①新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）

国の官庁施設の営繕計画を実施するための基準として制定されたものであり、ロビーや通路、窓口などの市民スペースが市町村庁舎ほど見込まれていません。

この基準により試算した庁舎の延床面積は、１９,６０１㎡です。

②平成２２年度地方債同意等基準運用要綱（総務省）

庁舎整備に地方債を活用する場合に、地方債の対象とできる面積を総務省が定めたもので、庁舎を使用する職員数を基に事務室、会議室などの標準的な部屋の面積を算出できます。

この基準は、平成２２年度まで適用され、その後廃止されましたが、現在も多くの自治体が庁舎規模の検討に際して参考にしています。

この基準により試算した庁舎の延床面積は、２５,５３９㎡です。

③令和８年度地方債同意等基準運用要綱（浸水想定等区域移転事業の面積基準）（総務省）

庁舎整備に地方債を活用する場合に、地方債の対象とできる上限の面積を総務省が定めたもので、浸水想定等区域移転事業の面積基準として示されています。

現庁舎は水防法（昭和２４年法律第１９３号）の浸水想定区域ではありませんが、現在、庁舎の面積算定基準が他に存在しないことから、この基準を参考にします。また、この基準により試算した庁舎の延床面積は、３１，７７０㎡です。

3. 庁舎の規模

（1）規模の想定

他自治体の事例に基づく試算及び国の基準による規模の試算を踏まえ、本市における庁舎の規模は、**延床面積３２，０００㎡を上限値**として設定します。設定した規模は、整備手法や位置を検討する際の現時点における判断基準となります。

なお、集約化・複合化に向けた検討結果によっては、庁舎の規模が変動する可能性があります。

より適正な規模については、基本計画において具体的な機能を決定したうえで、詳細に検討します。

基準	他自治体の事例に基づく試算	国の基準に基づく試算			参考
		① 新営一般庁舎 面積算定基準	② 平成２２年度 地方債同意等 基準運用要綱	③ 令和８年度 地方債同意等 基準運用要綱	現庁舎※面積
延床面積（㎡）	２７，１６２	１９，６０１	２５，５３９	３１，７７０	１８，５３２
職員一人当たりの面積（㎡/人）	３０．１８	２１．７８	２８．３８	３５．３０	２０．５９

※現庁舎：本庁舎、北庁舎、西庁舎、さくら庁舎、食堂棟

（２）規模の最適化に向けて

なお、庁舎の規模については、職員の働き方の多様化や組織体制の見直しのほか、将来の行政運営の変容に効率的かつ効果的に対応できるよう、機能やスペースの拡充や縮減を検討します。

また、本市が有する公共施設のうちの多くは昭和４５年～昭和５５年代に建設されており、更新時期が集中することが想定されます。人口減少・少子高齢化の進行に伴い、将来的な財政状況が厳しくなることが予想されます。

こうした課題に対応するためには、公共施設を計画的かつ効率的に管理していくことが求められます。

このため、市の中核施設である庁舎の整備に当たっては、他の公共施設の集約化・複合化を検討する必要があります。集約化・複合化を実現することで、来庁者は複数の施設を往来することなく、手続きを一箇所で完了できるようになるなど、利便性の向上が期待できます。

集約化・複合化に当たっては、地域に分散していることが望ましい施設を除き、市内の公共施設を、「機能」、「規模」、「築年数」、「来庁者の利便性」、「職員の業務効率性」といった多角的な観点から、その可能性を検討しました。その結果、現時点においては「あんぱ～く」、「教育センター」、「保健センター」の３施設を集約化*1・複合化*2の候補とし、庁舎の位置などの検討を進めた上で、今後の基本計画において精査します。

なお、現庁舎と同一街区に立地する市民会館については、その在り方を別途検討します。

	あんぱ～く	教育センター	保健センター
外観			
建築年	昭和49 年	平成6年	昭和62年
築年数	52 年	32年	39年
構造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨鉄筋 コンクリート造
階層	地上2階	地上3階	地上3階
延床 面積 （執務室 面積）	897 ㎡ （78㎡）	3,136 ㎡ （207 ㎡）	3,006 ㎡ （227㎡）

※延床面積は複合化、執務室面積は集約化する際の参考とする

用語解説

＊1. 集約化　　庁外施設にある部署の執務機能を庁舎に集約すること

＊2. 複合化　　庁外施設を庁舎に集約すること

第6章 庁舎の整備手法

1. 防災拠点として必要な構造形式

基本方針１「災害に強い庁舎」の実現に向け、防災拠点としての機能を発揮するために、庁舎整備に当たっては、第２章で述べたとおり、構造体*1の耐震安全性Ⅰ類の確保を目指します。

構造体の耐震安全性Ⅰ類を確保するために必要な構造形式としては、耐震構造、制震構造及び免震構造の３種類があります。

構造形式	耐震構造	制震構造	免震構造
模式図	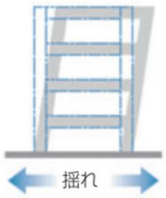	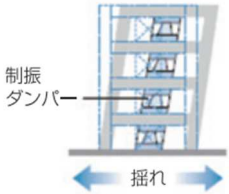	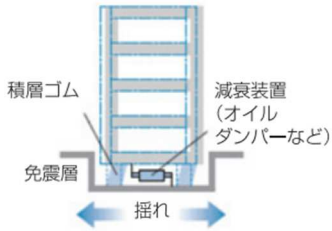
特徴	建物の構造体を強化し、地震の揺れに対して耐える。	建物の構造体に制震装置を取り付け、地震エネルギーを吸収して揺れを低減する。	建物と基礎の間に免震装置を設置し、地震の揺れを直接建物に伝えない。
地震時の揺れ	地面に対して建物内では揺れが2～4倍程度になる。	地面に対して建物内では揺れが1～3倍程度になる。	地面に対して建物内では揺れが0．5～1．5倍程度になる。
大地震後の建物の状態	建物内部や設備機器に大きな被害を受け、大規模な補修が必要となる可能性がある。	建物内部や設備機器に一部被害を受ける可能性がある。	建物内部や設備機器に被害を受ける可能性が低い。

（資料）（一社）日本建築構造技術者協会「安心できる建物をつくるために」を基に作成

用語解説
＊1. 構造体　　P5参照

平成２８年に発生した熊本地震や令和６年に発生した能登半島地震における被災建物の調査によると、耐震構造の建物の多くは、倒壊・崩壊を免れたものの、天井・床などの建物内部の損傷や設備機器の故障により、地震発生後に継続して使用できなかった事例が報告されています。

庁舎には、地震発生後に災害対策本部が設置され、初動時の迅速な情報の収集・集約、対策を講ずるための指揮系統の確立、関係機関との調整などが行われます。さらに、被災者への物資提供や罹災証明の発給、避難生活の支援、災害廃棄物の処理など、被災後の生活再建や地域の復旧・復興に直結する業務を継続的に実施する必要があります。このため、庁舎が地震発生後に使用できない状態となった場合、市民の生命・安全の確保や避難生活の継続、被災後の生活再建に支障を来す恐れがあるほか、復旧・復興の遅れを通じて、地域産業や経済活動にも影響が及ぶ可能性があります。

免震構造の建物は、大地震発生後においても建物内部や設備機器に被害が生じる可能性が低く、災害対応業務を継続的に実施する観点から、業務継続性の確保に適しています。

したがって、災害対策本部が設置される庁舎は、より高い耐震性能*[1]を備える**免震構造を採用することが望ましい**と考えます。

地震発生後の耐震構造の建物の状態

地震発生後の免震構造の建物の状態

（出典）令和6年能登半島地震免震建物の調査報告書（一般社団法人 日本免震構造協会発表・令和6年2月）

用語解説
＊1. 耐震性能　　P3参照

2. 庁舎の整備手法

（1）整備手法の検討

庁舎の整備手法としては、建替え（現庁舎を解体し、新庁舎として新たに建物を建てる方法）と耐震強化及び大規模改修（現庁舎の構造体*[1]を活かしながら、耐震安全性を向上させるための耐震強化を行い、併せて老朽化した設備や内装を全面的に改修する方法）が考えられます。

これらの整備手法を検討するに当たり、次の３つを前提条件とします。

○構造体の耐震安全性Ⅰ類を確保すること

○災害対策本部が設置される庁舎を免震構造とすること

○さくら庁舎、西庁舎及び食堂棟を新庁舎、本庁舎又は北庁舎に集約すること

以上を踏まえ、本庁舎と北庁舎では築年数や改修実施状況などが異なるため、次の３つのパターンで整備手法を比較検討します。

＜整 備 前＞

＜整 備 後＞

	パターンA	パターンB	パターンC
概要	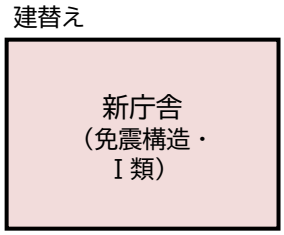	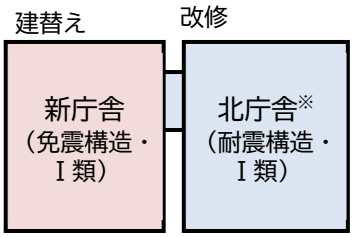	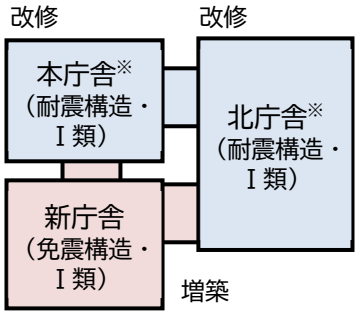
	現庁舎を集約し、新庁舎として建替えを行う。	老朽化が著しい本庁舎のみを建替え、北庁舎は耐震強化及び大規模改修を行う。 ※北庁舎は耐用年数が到来した時点で、同規模・免震構造での建替えを行う。	本庁舎と北庁舎の耐震強化及び大規模改修を行う。 併せて、不足する床面積分を増築する。 ※本・北庁舎は耐用年数が到来した時点でそれぞれ同規模・免震構造での建替えを行う。

用語解説

＊1. 構造体　　P5参照

（２）整備手法の評価

３つのパターンの整備手法について、現庁舎に顕在化している課題の解消、庁舎整備の基本方針の実現、概算事業費の視点から評価を行います。

これら評価の結果、整備手法としては、**パターンＡの「本庁舎・北庁舎ともに建替え」が望ましい**と考えます。

◎:全て解決できる　○:一部解決できる　△:課題を多く残す

評価の視点		パターンA		パターンB		パターンC	
		本庁舎･北庁舎 ともに建替え		本庁舎:建替え 北庁舎:改修		本庁舎･北庁舎ともに改修 ＋不足分増築	
防災拠点としての耐震性能の確保	大地震に対する構造体の安全性と建物内部の利便性	◎	耐震安全性Ⅰ類を確保することができる。	○	耐震安全性Ⅰ類を確保することができるが、北庁舎で建物内部の利用に制約が生じる。	△	耐震安全性Ⅰ類を確保することができるが、本庁舎･北庁舎で建物内部の利用に制約が生じる。
	大地震発生後の業務の継続性	◎	免震構造の採用が可能で、業務の継続性を確保できる。	△	北庁舎は採用が難しい。	△	本庁舎･北庁舎で免震構造の採用が難しい。
老朽化の解消		◎	構造体、設備ともに更新できる。	○	北庁舎の構造体や配管などが現状のままとなる。	△	本庁舎･北庁舎で構造体や配管などが現状のままとなる。
分散化の解消		◎	同一建物に集約できる。	△	同一敷地には集約できるが分棟形式となる。	△	同一敷地には集約できるが分棟形式となる。
狭あい化の解消	広さ	◎	適切な規模で、柔軟なレイアウトを計画できる。	○	北庁舎は耐震改修によりレイアウトに制約が生じる。	△	本庁舎･北庁舎で耐震改修によりレイアウトに制約を生じる。
	高さ	◎	十分な高さの階高を設定でき、機能性の高い空間を確保できる。	○	北庁舎は階高が変わらないため、OAフロアへの対応や設備のメンテナンス性が損なわれる。	△	本庁舎･北庁舎で階高が変わらないため、OAフロアへの対応や設備のメンテナンス性が損なわれる。
駐車場の適正化		◎	立体駐車場などを活用することで、駐車場を適正化できる。	◎	立体駐車場などを活用することで、駐車場を適正化できる。	◎	立体駐車場などを活用することで、駐車場を適正化できる。
ユニバーサルデザインへの配慮		◎	全体的に採用できる。	○	建替部と改修部で階高が異なる可能性が高く、双方の移動で課題が残る。	○	建替部と改修部で階高が異なる可能性が高く、双方の移動で課題が残る。
環境への配慮		◎	全体的に省エネ対策ができる。	○	部分的に省エネ対策ができる。	○	部分的に省エネ対策ができる。
概算事業費※		◎	累計工事費を50年で試算すると、約448億円と最も低い。	○	累計工事費を50年で試算すると、約458億円であり、パターンCより低い。	△	累計工事費を50年で試算すると、約464億円であり、最も高い。
（内訳）	当初工事費	約281億円		約247億円 （北庁舎改修費含む）		約227億円 （本･北庁舎改修費含む）	
	保全工事費(50年間)	約167億円		約132億円		約110億円	
	本、北庁舎新築費	－		約79億円		約127億円	

※概算事業費は、延床面積 32,000 ㎡と仮定して、物価上昇を考慮して試算した令和7年度時点の想定費用であり、今後の社会情勢等により変わる可能性があります。

第7章 庁舎の位置

1. 基本的な考え方

第６章で、庁舎の整備手法として「本庁舎・北庁舎ともに建替え」が望ましいと整理したことを踏まえ、本章では、現位置に加え、庁舎整備に適する候補エリアを選定し、評価します。

2. 候補エリアの選定と評価

（１）候補エリアの選定方針

庁舎の位置について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）では、「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と定められています。

また、アンケートの結果から、庁舎整備においては、「災害対応の拠点となる安全・安心な庁舎であること」が重要視されています。さらに、庁舎の場所について、公共交通機関、自動車・自転車でのアクセス利便性が求められています。

庁舎整備において、重要視すること（市民アンケート）

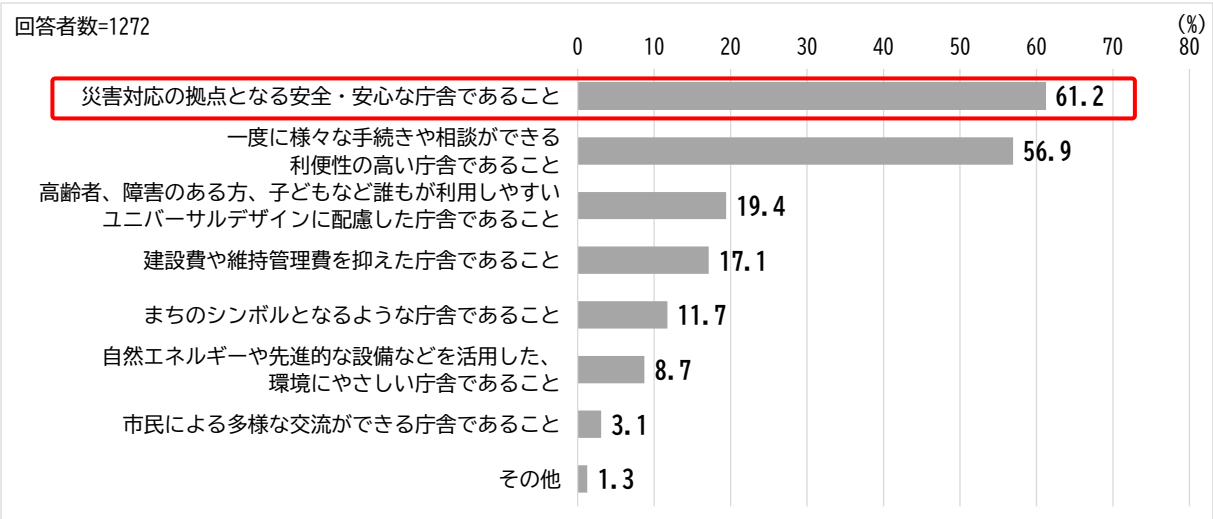

庁舎の場所に求めること（市民・職員アンケート）

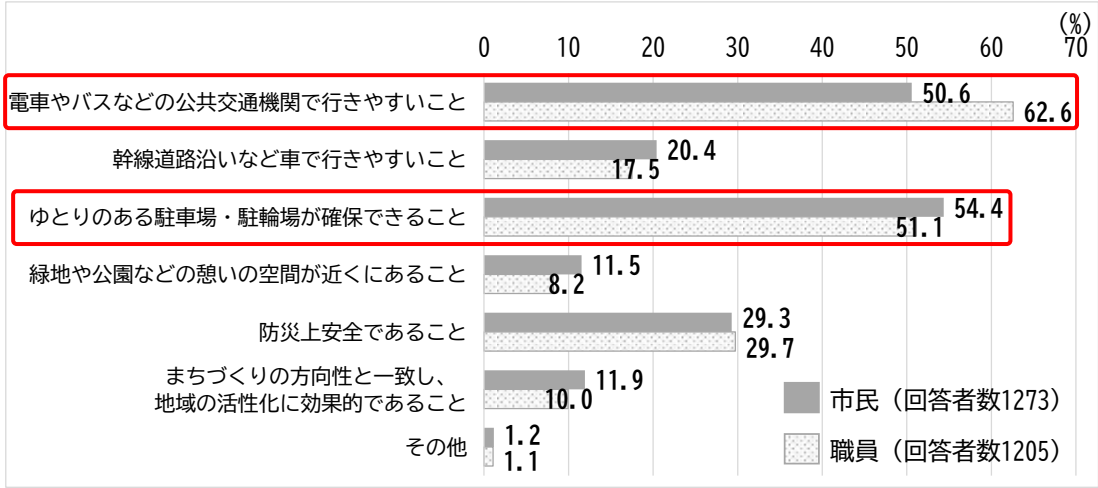

庁舎整備の基本方針やアンケートの結果等を踏まえ、候補エリアの選定及び評価のため、「安全性」、「利便性」、「計画性」、「実現性」の４つの選定方針を定め、これらの方針に基づいて候補エリアの選定及び評価を行います。

安全性	**災害時の安心・安全が確保できるエリアである。**
利便性	**アクセスしやすいエリアである。**
計画性	**まちづくりとの整合性を図ることができるエリアである。**
実現性	**庁舎整備の実現性が高いエリアである。**

（２）候補エリアの選定

本市の場合、現在庁舎が立地している敷地（現位置）を除き、庁舎整備に代替可能な市有地は存在しないため、民有地から候補エリアを選定します。また、市街化区域*1内には、庁舎整備が可能な一定規模の広さを有し、かつ建物などがない敷地が存在しないため、市街化調整区域*2内で候補エリアを選定します。

(参考)市街化区域への編入要件

市街化調整区域に庁舎を建設する場合、市街化区域への編入が必要となるため、編入要件を満たすことが求められます。

編入要件は様々ありますが、主な要件として、庁舎の敷地が市街化区域に隣接していることや２車線以上の道路に面していることが挙げられます。

用語解説

＊1. 市街化区域	都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
＊2. 市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域

候補エリアは、選定方針に基づいて設定した選定条件により選定します。

（選定条件）

- □災害発生時において、庁舎及び敷地の安全性が確保できるよう、**水害などの災害リスクのある区域に該当しない**こと。
- □著しく利便性が低下しないよう、**市中心部（人口重心）から３ｋｍ圏内**であること。
- □農用地区域に指定された土地は、原則として農業以外の用途への転用ができないため、**農用地区域に該当しない**こと。（※ただし、第三次安城市都市計画マスタープランにおいて住居系拡大市街地圏域、戦略的市街地形成ゾーンに位置付けられている場合は、将来的に市街地として活用される可能性があるため、除外しない。）

選定条件基づく評価の結果、次のとおり候補Ａ、候補Ｂ、候補Ｃの３箇所を選定します。これに現位置を加えた計４箇所を候補エリアとします。

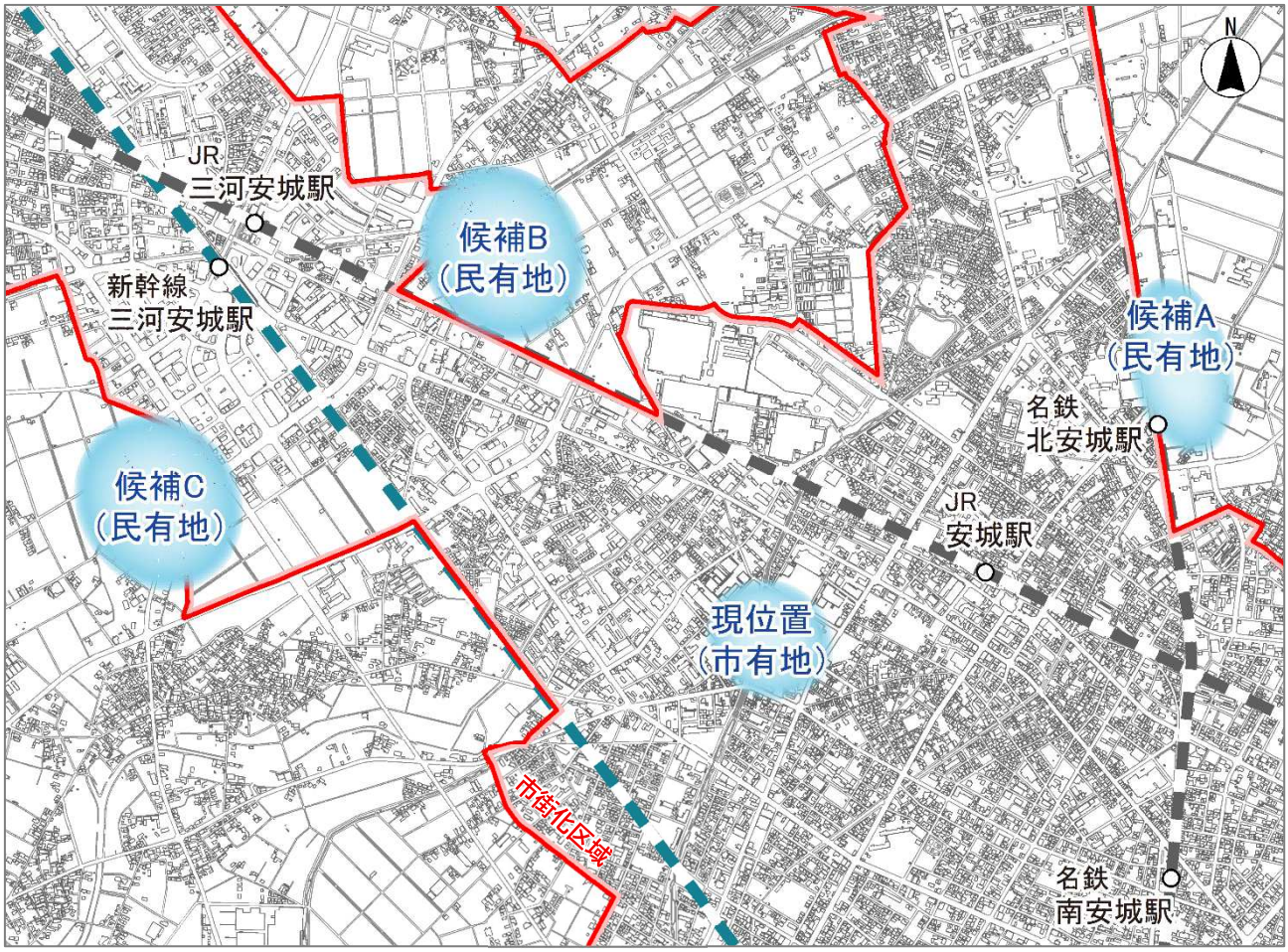

（３）候補エリアの評価

選定した４箇所の候補エリアについて、選定方針に基づく評価項目を設定し、総合的な評価を行います。その結果、庁舎の位置としては、**「現位置」の優位性が高い**と考えます。
なお、最終的な位置については、様々なご意見を踏まえ、市において総合的に判断し、決定するものとします。

評価結果一覧

選定方針	評価項目	現位置	候補 A	候補 B	候補 C
安全性	□緊急輸送道路からアクセスしやすいこと。 □現在の災害活動拠点である総合運動公園や、消防署・警察署と連携を図りやすいこと。	3点/4点	2点/4点	1点/4点	3点/4点
利便性	□電車などの公共交通機関や自動車などでアクセスしやすいこと。 □他の官公署等と連携を図りやすいこと。	6点/6点	2点/6点	6点/6点	4点/6点
計画性	□総合計画の土地利用構想と整合が取れること。	集約型市街地形成の方向性と合致する。	集約型市街地形成の方向性と概ね合致する。	集約型市街地形成の方向性と合致する。	集約型市街地形成の方向性と合致する。
	□第三次安城市都市計画マスタープランの土地利用構想と整合が取れること。	マチナカ居住誘導の方向性と合致する。	マチナカ居住誘導の方向性と合致しない。	マチナカ居住誘導の方向性と概ね合致する。	マチナカ居住誘導の方向性と概ね合致する。
	□周囲のまちとのつながりを見込むことができること。	周囲との一体的な土地利用が可能である。	周囲との一体的な土地利用の可能性が著しく低い。	周囲との一体的な土地利用の可能性が著しく低い。	周囲との一体的な土地利用が可能である。
	小計	6点/6点	1点/6点	3点/6点	5点/6点
実現性	□早期の事業完了を見込むことができること。	7年	14年	17年	17年
	□整備に係る事業費が安価なこと。	290億円*1 ※公園整備費を除く。	334億円*2	334億円*2 ※土地区画整理事業費を除く。	334億円*2 ※土地区画整理事業費を除く。
	小計	4点/4点	2点/4点	1点/4点	1点/4点
合計		19点/20点	7点/20点	11点/20点	13点/20点

＊1. 駐車場整備費等含む　＊2. 駐車場整備費・用地取得費等含む

換算後 評価結果一覧

※上記得点からの換算基準　満点(4点、6点)のうち 100%:A→4点、75%以上100%未満:B→3点、50%以上75%未満 :C→2点、25%以上50%未満 :D→1点、25%未満 :E→0点

選定方針	現位置	候補 A	候補 B	候補 C
安全性	**3点/4点（B）**	**2点/4点（C）**	**1点/4点（D）**	**3点/4点（B）**
利便性	**4点/4点（A）**	**1点/4点（D）**	**4点/4点（A）**	**2点/4点（C）**
計画性	**4点/4点（A）**	**0点/4点（E）**	**2点/4点（C）**	**3点/4点（B）**
実現性	**4点/4点（A）**	**2点/4点（C）**	**1点/4点（D）**	**1点/4点（D）**
合計	**15点/16点**	**5点/16点**	**8点/16点**	**9点/16点**

（５）各候補エリアおける庁舎整備に対する考察

ア）現位置

現庁舎が立地するＪＲ安城駅周辺は、古くから本市の中心として機能してきたエリアであり、ＪＲ安城駅を核に市街地への人口集積が進んでいます。現庁舎周辺には、警察署や消防署などの官庁施設に加え、商工会議所やＪＡあいち中央といった地域経済組織が集積しており、公共的機能の中心地となっています。また、土地区画整理事業や土地の高度利用、交通網の再構築を見据えた既成市街地への再投資が進められており、今後も本市を支える都市拠点として、人口集積を促進するまちづくりが展開されています。

現位置は、本市の人口重心に近く、安全性・利便性・実現性に優れているほか、庁舎整備に係る法的手続きが比較的少ないため、早期の整備が可能です。庁舎を早期に整備することで、日常的な市民利用に加え、災害時の救助・復旧・情報収集等を担う防災拠点としての機能を発揮し、市民の安心・安全を支える中核施設となることが期待されます。

さらに、既存の安城公園と一体的に整備することで、市民が集い、交流が生まれる場としての役割を果たすことが見込まれます。

イ）候補Ａ

防災活動拠点*[1]となる総合運動公園に近接しており、災害時における連携に優位性を有しているエリアです。また、庁舎の整備区域のみを市街化区域*[2]に編入し整備するため、比較的短期間での庁舎整備が見込まれます。将来的には、名鉄西尾線の鉄道高架化の事業化や県道の新設、周辺道路網の整備により、交通の円滑化が期待されます。

一方で、既成市街地とは鉄道により分断されていることから、庁舎整備を契機としたまちづくりへの波及効果が生じにくい立地条件にあります。そのため、周辺との一体的なまちづくりを見据えた計画的な対応が求められます。

また、候補Ａは民有地であり、用地取得の見通しが立っていません。加えて、現位置の跡地活用についても検討が必要です。

用語解説

＊1. 防災活動拠点　自衛隊を始めとする広域応援部隊等の人員･資機材･物資の集結･集積に必要となる拠点

＊2. 市街化区域　P39参照

ウ）候補Ｂ

西三河の玄関口である新幹線三河安城駅にふさわしい都市空間の形成を目指すエリアです。駅周辺には人口が高密度に集積し、比較的充実した都市機能が整っています。今後は、リニア中央新幹線の開業に伴う新幹線の利用環境の変化や新たな民間投資などにより、さらなるポテンシャルの向上が見込まれます。庁舎整備を契機として土地区画整理事業を実施することで、民間投資の誘導や、住宅系土地利用による定住人口の確保など、都市機能の集積が期待されます。

一方で、安全性の面では、道路整備や関係機関との連携など、災害対応の体制の再構築が必要です。また、南海トラフ大地震などの災害に備えるため、早期の庁舎整備が求められますが、土地区画整理事業を伴うことから、整備に長期間を要する懸念があります。

また、候補Ｂは民有地であり、現時点では用地取得の見通しが立っていません。加えて、現位置の跡地活用についても検討が必要です。

エ）候補Ｃ

西三河の玄関口である新幹線三河安城駅から徒歩圏内に位置し、日本デンマークの原風景となる田園風景と調和した住宅地などの形成を目指すエリアです。

安全性の評価が高く、庁舎を整備することで、災害時に優れた対応力を発揮する防災拠点となることが期待されます。

今後は、リニア中央新幹線の開業に伴う新幹線の利用環境の変化や、周辺で進行中の土地区画整理事業による定住促進により、このエリアの活性化が期待されます。さらに、庁舎整備に伴う追加の土地区画整理事業により、都市機能の集積が見込まれます。

一方で、南海トラフ大地震などの災害に備えるため、早期の庁舎整備が求められますが、土地区画整理事業を伴うことから、整備に長期間を要する懸念があります。

また、候補Ｃは民有地であり、現時点では庁舎整備用地の取得見通しが立っていません。加えて、現位置の跡地活用についても検討が必要です。

R7.11
～R8.4
開催！

市民ワークショップより　庁舎整備に関連する各候補エリアの特徴

（P3表「庁舎整備ワークショップ」）

庁舎整備ワークショップは、「**生活者・利用者としての市民目線で、直感ではなく具体的な計画案をもって、安城市にふさわしい庁舎の場所を考えてみること**」を目的として開催しました。

ワークでは、現位置、候補Ａ、候補Ｂ、候補Ｃのうち庁舎の場所としてふさわしいと思う候補エリアを参加者が選び、それぞれのエリアの特徴や庁舎の在り方について、各班で検討を行いました。

発表会では、各班の検討成果として、各候補エリアにおける安城市の庁舎像が提案されました。本コラムでは、各班の提案内容に基づき、各エリアの特徴を掲載します。

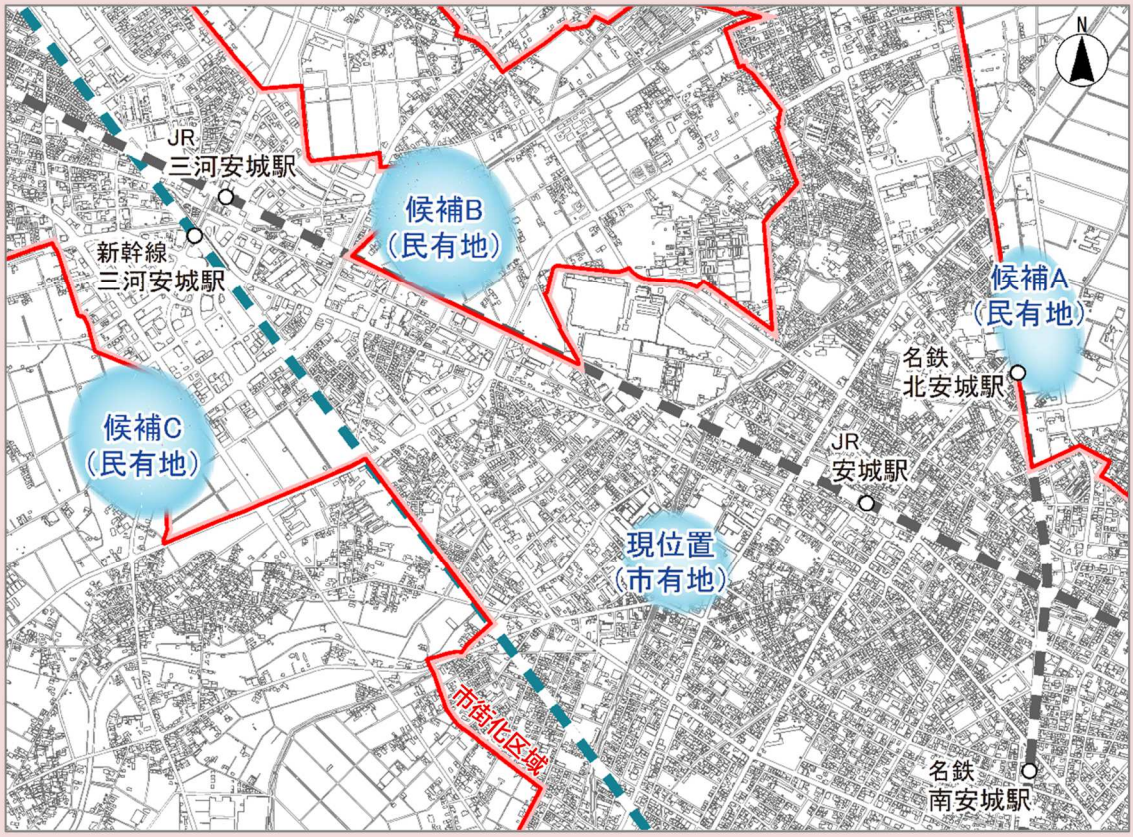

グループワークでは、
次の３つの視点を意識して検討しました。

①敷地内の視点
②まわりの視点
③広域の視点

＝ワークショップの結果＝

①敷地内の視点

庁舎に広場を近接させる、庁舎を広場が囲むなど、庁舎と広場を一体的に整備するといった意見や、あんくるバスのロータリーやターミナルを設置するなどアクセス利便性の向上に関する意見などがありました。また、庁舎には、シンボル性が求められ、「安城らしさ」を体現する形態や、高層化してまちを展望するアイデアが多く挙げられました。

【広場】
・防災広場にもなる芝生広場・屋根付き広場・イベント広場
・候補Ａ～Ｃでは、ストリートスポーツ（バスケ・スケートボードなど）広場

庁舎との屋内外の一体性を高める

【庁舎】
・象徴的なデザイン
・高層棟を設けて展望台を設置

アクセス利便性を高める

【駐車場・ロータリー・ターミナル】
・縁辺部に配置
・平面駐車場は減らし、立体駐車場で台数を確保
・あんくるバスのロータリーやターミナルを設置

②まわりの視点

候補エリアの特徴を捉えて、歴史・自然資源や田園風景、土地利用の柔軟性など各エリアの特徴を取り入れたアイデアが挙げられました。その他、バスやＢＲＴ※などのアクセス性に関するアイデアもありました。

※ＢＲＴ：走行空間、車両、運行管理等に様々な工夫を施すことにより、速達性、定時性、輸送力について、従来のバスよりも高度な性能を発揮し、他の交通機関との接続性を高めるなど利用者に高い利便性を提供する次世代のバスシステム（引用：国土交通省「ＢＲＴ」）

【現位置】	【候補Ａ】	【候補Ｂ・Ｃ】
・安城公園や安城神社、明治用水等の自然、歴史資源がある。	・災害活動拠点である総合運動公園に近く、災害時の連携が図りやすい。	・「三河安城交流拠点・アリーナ」に近く、多くの人の交流が生まれることが期待される。

③広域の視点

現位置エリアでは、地理的にも心理的にも安城市の中心地であるという意見が多く出されました。その他、周辺のまちや施設とのつながりをもたらすキーワードや、最寄り駅からのアクセス利便性に関する意見が多く挙げられました。

【現位置】	【候補Ａ】	【候補Ｂ・Ｃ】
・地理的にも心理的にも市の中心である。（中心市街地） ・駅や公共施設などの都市機能が集積している。	・名鉄北安城駅に近い。 ・田畑が広がり、自然が豊かである。	・西三河の玄関口であり、新幹線駅に近い。 ・土地区画整理事業による配置計画の柔軟性が高い。

＝ワークショップを終えて＝

ワークショップの参加者が、これまでの検討を踏まえて個人の意見をまとめた最終レポートを作成しました。このうち、庁舎整備にふさわしい場所については、レポート提出者４１人のうち、２６人が「現位置」、７人が「候補Ａ」、４人が「候補Ｂ」、４人が「候補Ｃ」という結果でした。各班の提案内容と最終レポートを「安城市庁舎整備ワークショップ報告書」としてとりまとめ、参加者の代表が市長へ提出しました。

安城市庁舎整備ワークショップ報告書は、安城市公式ウェブサイトに掲載しています。
URL：
https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/chosya/chosyaseibiworkshop.html

（庁舎整備ワークショップの開催概要については、Ｐ６３の資料編を参照してください。）

※いただいたアイデアやご意見のうち、建物配置や意匠などについては、基本計画以降で検討していきます。

第8章 事業手法

1. 基本的な考え方

事業手法とは、公共施設整備における設計や施工、完成後の維持管理（運営を含む。）、資金調達の進め方のことをいいます。

これまでは、設計と施工を分離発注する方式が一般的に採用されてきました。

しかし、近年では、事業期間の短縮や事業費の縮減、市民サービスの向上につながる可能性があることから、官民連携（PPP*1・PFI*2）の発注方式を採用する自治体が増えています。

本市においても、効率的な財政運営及び事業推進を図るため、事業手法について検討します。

2. 事業手法の概要

設計・施工の発注方式ごとに整理すると、様々な事業手法がありますが、本市の庁舎整備において想定される方式として、「従来方式」、「ECI方式（Early Contractor Involvementの略）」、「DB方式（Design Buildの略）」、「PFI方式」、「リース方式」が挙げられます。各発注方式の概要とメリット、留意点は次のとおりです。

	概要		メリット	留意点
従来方式	設計と施工を分けて発注する方式	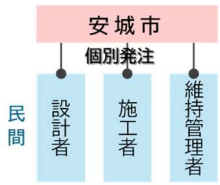	• 市の意向を反映しやすい。 • 市・民間共に受発注形態に慣れている。	• 発注回数が多く、手続きに要する時間が長い。 • 民間ノウハウの活用が限定的となる。
ECI方式	設計と施工を分けて発注するが、施工者を実施設計前に選定し、実施設計に対して施工者が技術協力を行いながら進める方式	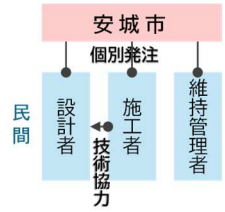	• 事業期間の短縮、事業費の縮減を図りやすい。 • 市の意向を反映しやすい。 • 他施設との合築などの高度な施工方法が必要な際に有効である。	• 発注回数が多く、手続きに要する時間が長い。 • 設計者と施工者間の調整が難しい。

用語解説

＊1. PPP　Public Private Partnership の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの（例：ECI 方式、DB 方式、リース方式など）

＊2. PFI　Private Finance Initiative の略で、PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

	概要		メリット	留意点
DB 方式	設計と施工を一括発注し、設計と施工を一体的に委ねる方式 ※基本設計を先行して個別発注し、実施設計と施工を一括発注する「基本設計先行型」や、維持管理業務も含めて一括発注する「DBO 型」もある。	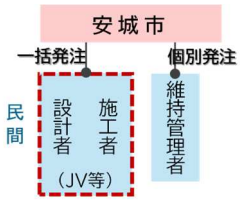	• 事業期間の短縮、事業費の縮減を図りやすい。 • 発注回数が少なく、手続きに要する時間が短い。	• 設計や施工の客観性に欠け、工事費の妥当性が検証しにくい。 • 市の意向が反映しにくい。
PFI 方式	設計・施工・維持管理を一括で発注する方式 基本的には、SPC（特別目的会社）*1を設立し、資金調達やリスク管理も含め行う。	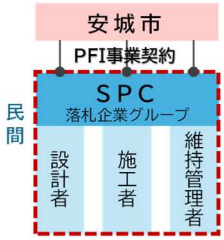	• 事業期間の短縮、事業費の縮減を図りやすい。 • 初期費用の縮減が可能である。	• 手続きの複雑さにより、事業が長期となる可能性がある。 • 市の意向が反映しにくい。
リース 方式	事業者が施設を建設・所有し、市はリース料*2を払い、施設を利用する方式 維持管理も事業者が行う。	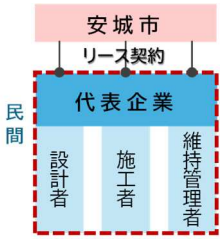	• 事業期間の短縮を図りやすい。 • 初期費用の縮減が可能である。	• 市の意向が反映しにくい。 • 基本的に、施設所有権が事業者に残る。

3. 事業手法選定

今後は、集約化・複合化を含めた庁舎に導入する機能を決定し、庁舎の規模について詳細な検討を進めます。その上で、庁舎整備に係る事業費の縮減、事業期間の短縮、市の意向の反映しやすさを総合的に考慮し、最適な事業手法を基本計画で選定します。

用語解説

*1. SPC（特別目的会社）　Special Purpose Company の略で、ある特別の事業を行うために設立された事業会社

*2. リース料　リース契約（物件の使用権を一定の期間、賃借人に付与する契約）を結んだ際に支払う費用

第9章 今後の進め方

1. 検討事項

基本構想を基に、庁舎に導入する機能や規模、概算事業費などを具体化するため、基本計画において主に次の事項について検討を行います。

（1）庁舎の位置

審議会の審議結果に基づき、様々なご意見を踏まえて、庁舎の位置を決定します。

（2）庁舎の機能・規模

集約化・複合化する部署・施設を決定したうえで、防災拠点として必要な機能や、市民の利用スペースの在り方、DX*[1]を活用した業務の在り方、執務環境の在り方などについて検討し、設計に向けて庁舎規模の精査を行い、その縮減に努めます。

（3）庁舎の配置計画

来庁者の利便性や周辺環境との関係性を考慮して、敷地内における庁舎や駐車場などの配置を決定します。また、市民サービスや窓口の在り方などを検討し、部署の配置などの庁舎内のゾーニングを決定します。

（4）財源の確保と事業費の縮減

財源については、庁舎整備基金及び地方債の活用が基本となりますが、財政負担を軽減するため、補助金などを最大限活用することを検討します。

また、事業費の縮減や事業期間の短縮となる事業手法を検討することで、財政負担の軽減を図ります。

用語解説

＊1. DX　　P14参照

2. 検討体制

基本構想に引き続き、「庁舎整備審議会」を中心として、「庁舎整備庁内検討委員会」及び「庁舎整備専門部会」における調査・検討体制を継続的に運用します。あわせて、市民等からの意見を適宜聴取しながら、基本計画の策定に向けて検討を進めていきます。

①庁舎整備審議会

学識経験者、公共的団体の代表、公募市民等で構成される委員の専門性や分野別の見識に基づき、市民の視点や民間事業者等の意見を踏まえて、庁舎整備に関する事項を審議します。

②庁舎整備庁内検討委員会

各専門部会の検討結果を踏まえ、各課の意見を横断的に整理・調整し、本市に必要な公共サービスや職員の働く場としての庁舎の整備内容について検討します。

③庁舎整備専門部会

市民サービス、執務環境、施設計画等の専門部会を設置し、各分野における望ましい姿を検討したうえで、本市の庁舎に必要な事項を庁内検討委員会へ提言します。

各部会における調査検討事項は次のとおりです。これら調査検討事項については、基本計画以後においても継続して検討していきます。

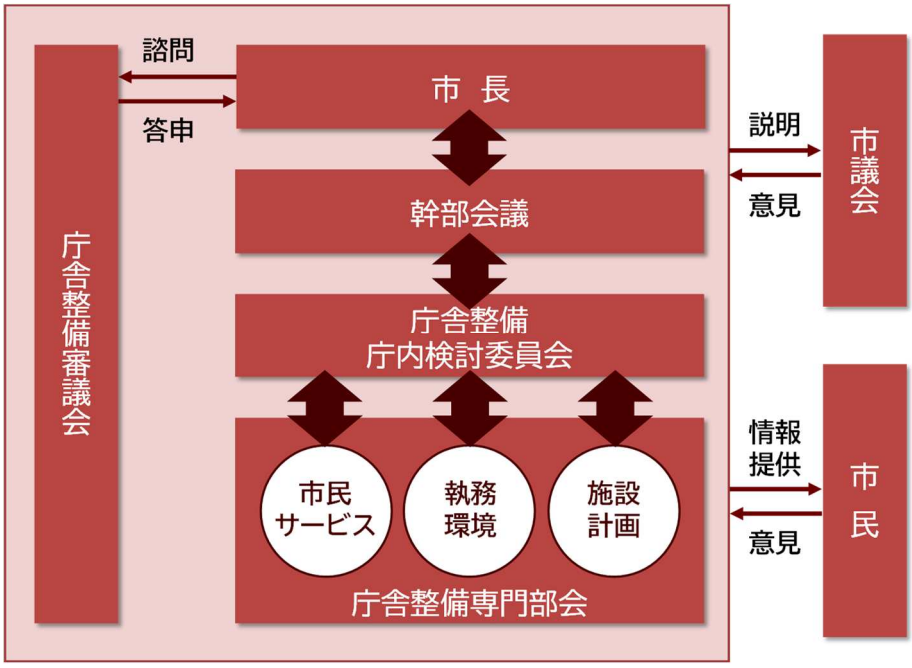

専門部会	調査検討事項
市民サービス部会	1　窓口業務に関すること 2　ワンストップサービスに関すること 3　来庁者のプライバシー配慮に関すること 4　ユニバーサルデザインに関すること 5　市民の利用スペースに関すること
執務環境部会	1　DXに関すること 2　ペーパーレス化・文書管理に関すること 3　フリーアドレスに関すること 4　ワークスペースに関すること 5　職員の福利厚生に関すること
施設計画部会	1　環境配慮及び省エネに関すること 2　防災に関すること 3　庁舎、市以外の公共施設、民間施設等の機能の複合化に関すること 4　議会に関すること

④市民参加

ワークショップやパブリックコメント等を通じて市民ニーズを的確に把握するなど、継続的に市民参加を実施することを検討します。

3. スケジュール

現時点において、見込まれる最短のスケジュールは、次のとおりです。

本スケジュールは、従来方式で設計と施工を分けて発注した場合を示しています。今後、庁舎の位置や事業手法などの検討結果により、スケジュールに変更が生じる可能性があります。

なお、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、適宜計画を見直します。

	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
基本計画							
基本設計							
実施設計							
施　　工							
供用開始							★

安城市庁舎整備基本構想
令和8年〇月
【発行】安城市

〒446-8501 愛知県安城市桜町 18 番 23 号
TEL 0566-76-1111(代表) FAX 0566-76-1112